

別紙4 変更箇所

番号	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る範囲
1	平成30年11月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3(P.5)	I 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3(P.5)	シス	変更	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 ○審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書）の審査、管理 ○特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ○データ連携システム ※基幹システムとのデータ連携 ※基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込む。 ○国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送）	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 ○審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書）の審査、管理 ○特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ○データ連携システム ※基幹システムとのデータ連携 ※基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込む。 ○国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
2	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先37(別紙2 P.9)	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先37 (別紙2 P.9)	変更	②提供先における用途：雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務	②提供先における用途：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
3	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2(P.20)	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先2 (P. 20)	変更	②移転先における用途：生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	②移転先における用途：生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
4	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先41(別紙3 P.11)	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先41 (別紙3 P.11)	変更	②移転先における用途：墨田区重症心身障害児(者)介護者支援事業実施要綱による介護者支援事業の利用に関する事務	②移転先における用途：墨田区重症心身障害児(者)等介護者支援事業実施要綱による介護者支援事業の利用に関する事務	事前	
5	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先46(別紙3 P.13)	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先46 (別紙3 P.13)	変更	②移転先における用途：「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	②移転先における用途：「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	事前	
6	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度(P.10)	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	③入手の時期・頻度 (P. 10)	変更	○当初賦課時（1月～4月）に入手 ・申告情報（確定申告書、公的年金支払報告書、給与支払報告書、特別区民税・都民税申告書）：1月～4月にかけて複数回入手 ・生活保護関係情報：1月に入手 ・1月1日現在在住データ：1月に入手 ・年金特別徴収対象者情報、介護・高齢者福祉関係情報：5月に入手 ○個別的に対応する事務に際して入手 ・当初賦課時の新規賦課、税額更正に関する申告情報：随時入手 ・年金特別徴収通知ファイル：毎月入手 ・本人確認情報、障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報：減免の都度、随時入手	○当初賦課時（1月～4月）に入手 ・申告情報（確定申告書等）：1月～4月にかけて複数回入手 ・生活保護関係情報：1月に入手 ・1月1日現在在住データ：1月に入手 ・年金特別徴収対象者情報、介護・高齢者福祉関係情報：5月に入手 ○個別的に対応する事務に際して入手 ・当初賦課以降の新規賦課、税額更正に関する申告情報：随時入手 ・年金特別徴収通知ファイル：毎月入手 ・本人確認情報、障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報：減免の都度、随時入手	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
7	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性(P.10)	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	④入手に係る妥当性 (P. 10)	変更	申告情報（確定申告書、公的年金支払報告書、給与支払報告書、特別区民税・都民税申告書）については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、国税庁、年金保険者、給与支払者、住民からの情報提供を受けている。住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）第7条に規定する事項、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報についての、個人台帳宛名システム、情報提供ネットワークシステム等を利用して入手する。なお、区外在住者等の本人確認情報の入手は、住民基本台帳ネットワークシステムにより行う。	申告情報については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、国税庁、年金保険者、給与支払者、住民からの情報提供を受けている。住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）第7条に規定する事項、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報についての、本人確認情報の取扱いのため、団体内統合宛名システム、情報提供ネットワークシステム等を利用して入手する。なお、区外在住者等の本人確認情報の入手は、住民基本台帳ネットワークシステムにより行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
8	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3(P.12)	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 (P. 12)	変更	地方税電子化協議会から伝送される範囲となる。	地方税共同機構から伝送される範囲となる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
9	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11(P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先11 (P. 23)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
10	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先42(P.11)	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先42 (P. 11)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

番号	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
11	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先43(P.12)	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報 ファイルの概要	5. 特定個人情報 の提供・移転 (委託に伴うもの を除く。)	移転先43(P.12)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
12	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先44(P.12)	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報 ファイルの概要	5. 特定個人情報 の提供・移転 (委託に伴うもの を除く。)	移転先44(P.12)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
13	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報(4記録される項目)(別添2)ファイル記録項目(住民税)(P.43)	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報 ファイルの概要	2. 基本情報	(4)記録される項目 (別添2) ファイル記録項目 (住民税)(P.43)	変更	1.個人住民税賦課情報ファイル (1)識別情報 個人番号、宛名番号 (2)連絡先等情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、統柄、世帯主氏名 (3)業務履歴情報 自治体コード、賦課年度、宛名番号、微収区分、履歴N o、課税番号・指定番号、生年月日、性別、受給者番号、 非課税区分。 (中略) 控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養者数、 (中略) 所得割額(都)、均等割額(都)、年税額、還付額、充當額	1.個人住民税賦課情報ファイル (1)識別情報 個人番号、宛名番号 (2)連絡先等情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、統柄、世帯主氏名 (3)業務履歴情報 自治体コード、賦課年度、宛名番号、微収区分、履歴N o、課税番号・指定番号、生年月日、性別、受給者番号、 非課税区分。 (中略) 控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同一生計配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養者数、 (中略) 所得割額(都)、均等割額(都)、年税額、還付額、充當額	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
14	令和1年6月18日	【4 満納整理情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 (P.37~42)	【4 満納整理情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報 ファイルの概要		(P. 37~42)	変更	別添1のとおり	別添2のとおり	事後	
15	令和1年6月18日	【4 満納整理情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルにおけるリスク対策(P.71~77)	【4 満納整理情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要	III 特定個人情報 ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		(P. 71~77)	変更	別添3のとおり	別添4のとおり	事後	
16	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先65(別紙3 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報 ファイルの概要	5. 特定個人情報 の提供・移転 (委託に伴うもの を除く。)	移転先65 (別紙 3 P.23)	追加	移転先65 - 区民部課保全年金課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：府内連携システム ⑦時期・頻度：新規賦課及び税額更正時	移転先65 - 区民部課保全年金課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：府内連携システム ⑦時期・頻度：新規賦課及び税額更正時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
17	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先66(別紙3 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報 ファイルの概要	5. 特定個人情報 の提供・移転 (委託に伴うもの を除く。)	移転先66 (別紙 3 P.23)	追加	移転先66 : 子ども、子育て支援や子ども施設課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：児童福祉法による保健所における被保育の実施又は運営に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：府内連携システム ⑦時期・頻度：新規賦課及び税額更正時	移転先66 : 子ども、子育て支援や子ども施設課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：児童福祉法による保健所における被保育の実施又は運営に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：府内連携システム ⑦時期・頻度：新規賦課及び税額更正時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
18	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先62(別紙2 P.22)	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報 ファイルの概要	5. 特定個人情報 の提供・移転 (委託に伴うもの を除く。)	提供先62 (別紙 2 P.22)	変更	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税関係情報	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
19	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先64(別紙2 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報 ファイルの概要	5. 特定個人情報 の提供・移転 (委託に伴うもの を除く。)	提供先64 (別紙 2 P.23)	追加	提供先64 : 市町村長 ①法令上の根拠：番号法第19条第7号、別表第二(第20項) ②提供先における用途：身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	提供先64 : 市町村長 ①法令上の根拠：番号法第19条第7号、別表第二(第20項) ②提供先における用途：身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
20	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先65(別紙2 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報 ファイルの概要	5. 特定個人情報 の提供・移転 (委託に伴うもの を除く。)	提供先65 (別紙2 P.23)	追加	提供先65 : 市町村長 ①法令上の根拠：番号法第19条第7号、別表第二(第53項) ②提供先における用途：知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	提供先65 : 市町村長 ①法令上の根拠：番号法第19条第7号、別表第二(第53項) ②提供先における用途：知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

番号	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出期	提出時期に係る説明
21	令和1年12月13日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の保管・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先66(別紙2 P.23)	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもののを除く。)	提供先66(別紙2 P.23)	追加	提供法令66 : 厚生労働大臣 ①法令上の根拠：番号法第19条第7号 別表第二（第117項） ②提供先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	提供先66 : 厚生労働大臣 ①法令上の根拠：番号法第19条第7号 別表第二（第117項） ②提供先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
22	令和1年12月13日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.53)	【1 住民税課課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.53)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
23	令和1年12月13日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨その内容(P.53)	【1 住民税課課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨その内容(P.53)	変更	(空欄)	平成29年度課税分当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成3.0年12月17日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
24	令和1年12月13日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容(P.68)	【1 住民税課課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容(P.68)	変更	(空欄)	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合では、委託先が再委託先の安全管理指揮の内容を含め書面にて示し提出する。また、委託先が契約書の特記事項に明示する旨によると、再委託は原則として、再委託先が次回の契約までの範囲、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
25	令和1年12月13日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(P.3)	I 基本情報	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容(P.3)		変更	2 軽自動車税課課闇連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区内に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税を賦課する。 【処理の流れ】 ①住民や車両軽自動車税申告書の提出を受け、車両情報を取得し軽自動車税システムに登録する。 ②住民や車両軽自動車税申告書等の提出を受け、車両情報を取得し車両情報をシステムから抹消する。	2 軽自動車税課課闇連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区内に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税別割を賦課する。 【処理の流れ】 ①住民等から軽自動車税申告書の提出を受け、車両情報を取得し軽自動車税システムに登録する。 ②住民等から軽自動車税申告書等の提出を受け、車両情報を取得し車両情報をシステムから抹消する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
26	令和1年12月13日	【2 軽自動車税課課情報ファイル】(別添1)事務の内容(P.2)	【2 軽自動車税課課情報ファイル】	(別添1) 事務の内容	(P. 2)		変更	(備考) 地方税法に基づき、墨田区内に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税別割を賦課する。 具体的には、 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税申告書等の提出を受け、それを基に課税情報等を入力・管理する。 ②住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書等を交付する。 ③課税処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。 ④課税処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。 ⑤軽自動車税申告書や課税物件異動通知書を旧課税自治体に対し送付する。また、住民票情報を照会する。	(備考) 地方税法に基づき、墨田区内に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税別割を賦課する。 具体的には、 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付証明書等の提出を受け、それを基に課税情報等を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書等を交付する。 ②課税処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。 ③軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)や課税物件異動通知書等を取得し軽自動車税システムから車両情報を抹消する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
27	令和1年12月13日	【2 軽自動車税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度(P.30)	【2 軽自動車税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	③入手の時期・頻度(P.30)	変更	○定期的に入手する情報 ・住基法第7条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手 ・軽自動車税申告書情報：毎月2回入手	○定期的に入手する情報 ・住基法第7条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手 ・軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)情報：毎月2回入手	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
28	令和1年12月13日	【2 軽自動車税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示(P.30)	【2 軽自動車税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑤本人への明示(P.30)	変更	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第447条及び番号法別表第二第27項に規定されている。	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第463条の19及び番号法別表第二第27項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
29	令和1年12月13日	【2 軽自動車税課課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.61)	【2 軽自動車税課課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.61)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
30	令和1年12月13日	【2 軽自動車税課課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨その内容(P.61)	【2 軽自動車税課課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨その内容(P.61)	変更	(空欄)	平成29年度課税分当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成3.0年12月15日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

別紙4 変更箇所

番号	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
31	令和1年12月13日	【2 軽自動車税課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去⑨再発防止策の内容(P.68)	【2 軽自動車税課情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容(P.68)	変更	(空欄)	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかった。
32	令和1年12月13日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去⑨過去3年内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨過去3年内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかった。
33	令和1年12月13日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去⑨再発防止策の内容(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容(P.68)	変更	(空欄)	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかった。
34	令和1年12月13日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去⑨その内容(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨その内容(P.68)	変更	(空欄)	平成29年度課税分当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた（平成30年12月16日発覚）。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかった。
35	令和1年12月13日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去⑨再発防止策の内容(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容(P.68)	変更	(空欄)	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかった。
36	令和1年12月13日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去⑨過去3年内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨過去3年内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかった。
37	令和1年12月13日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去⑨その内容(P.75)	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨その内容(P.75)	変更	(空欄)	平成29年度課税分当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた（平成30年12月17日発覚）。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかった。
38	令和1年12月13日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去⑨再発防止策の内容(P.68)	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容(P.68)	変更	(空欄)	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかった。
39	令和1年12月13日	Vリスク対策 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先	Vリスク対策	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	①連絡先	変更	墨田区総務部経営課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話：03-5608-6241	墨田区区民部税務課税務係 郵便番号130-8648 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話：03-5608-0008	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
40	令和2年2月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務において使用するシステムシステム1 (P.4)	I 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務において使用するシステム	システム1 (P.4)	変更	1. 個人住民税の試算事務に関する処理を行う。 ・当初課税処理：年度当初の試算決定 ・例月課税処理：年度当初の試算決定後の課税処理 ・確定申告受付処理：年度当初の区申告書等のデータ作成 ・課税照会処理：個人、事業所の課税内容照会 ・括弧勘定処理：収納、所得情報の決算処理 ・括弧勘定処理：納税通知書・納付書等の発行、調定表等の帳簿作成 ・データ取込処理：電子データ化された確定申告書、給与支払報告書等の取込 ・年金特徴處理：年金特徴（公的年金からの特別徴収）の判定、税額通知データ等の作成 ・税照会証明処理：課税・非課税証明書の発行	1. 個人住民税の試算事務に関する処理を行う。 ・当初課税処理：年度当初の試算決定 ・例月課税処理：年度当初の試算決定後の課税処理 ・確定申告受付処理：年度当初の区申告書等のデータ作成 ・課税照会処理：個人、事業所の課税内容照会 ・括弧勘定処理：収納、所得情報の決算処理 ・括弧勘定処理：納税通知書・納付書等の発行、調定表等の帳簿作成 ・データ取込処理：電子データ化された確定申告書、給与支払報告書等の取込 ・年金特徴處理：年金特徴（公的年金からの特別徴収）の判定、税額通知データ等の作成 ・税照会証明処理：課税・非課税証明書の発行	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	

別紙4 変更箇所

項目番号	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
41	令和2年6月12日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	I 基本情報	6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠	変更		<p>・番号法第19条第7号 別表第二 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-, 2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117の項） 第三欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項（第27の項） ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</p>	<p>【情報照会】 ・番号法 第19条第7号別表第2、27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20号 【情報提供】 ・番号法 第19条第7号 別表第2 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-, 2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117の項） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、第10号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第59号の2、第59号の2の2、第59号の3の2 ※ 番号法第19条第7号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。</p>	事後	記載内容の精査による、番号法別表の項番追加及び主務省令の条文追加並びに文言修正等の形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない。

別紙4 変更箇所

番号	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る要領
42	令和2年6月12日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	<住民税システムにおける措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理（指紋認証、監視カメラ等）が行われている。 ※「住民税課課情報ファイル」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要。	<住民税システムにおける措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理（指紋認証、監視カメラ等）が行われている。 ※「住民税課課情報ファイル」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 ・譲り受け料金管理システムにおいてはセキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理（指紋認証、監視カメラ等）の設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）を行っている区画に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。	
43	令和2年6月12日	【2 軽自動車税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【2 軽自動車税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	<軽自動車税課課情報ファイルにおける措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要。	<墨田区における措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理（指紋認証、監視カメラ等）が行われている。 ※「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。	
44	令和2年6月12日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要。	<墨田区における措置> ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理（IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー）が行われている。 ※「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。	
45	令和2年10月9日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先67（別紙3 P.24）	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先67（別紙3 P.24）	①保管場所	追加	移転先67、福祉保健部保健衛生担当保健予防課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用語：墨田区小児慢性特定疾患児童等日常生活用具給付実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務 ③移送する情報：個人住民税関係情報 ④移送する情報の対象となる本人の数：1万人未満 ⑤移送する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移送方法：府内連携システム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	移転先67、福祉保健部保健衛生担当保健予防課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用語：墨田区小児慢性特定疾患児童等日常生活用具給付実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務 ③移送する情報：個人住民税関係情報 ④移送する情報の対象となる本人の数：1万人未満 ⑤移送する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移送方法：府内連携システム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
46	令和3年3月31日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳密に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との合覧を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前		
47	令和3年3月31日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報提供・収集・開示・譲り受けにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用（リスク）：事業者が業務外で使用するリスク、リスクに対する措置の内容	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	①保管場所	変更	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他市區町村や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞記事等を課内で情報共有している。 ・非常勤職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他市區町村や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞記事等を課内で情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。	
48	令和3年3月31日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅳ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供・ネットワークシステムとの接続リスクに対する措置の内容	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅳ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスとの接続リスク	6. 情報提供・ネットワークシステムとの接続リスクに対する措置の内容	①保管場所	変更	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行った際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムが照合結果に基づき、情報提供機能を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報提供以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン接続を防止する仕組みになっている。 ※1 番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続ごとに情報提供者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化した際の情報提供機能を指す。 ※2 番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続ごとに情報提供者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化した際の情報提供機能を指す。 ※3 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に行なわれた権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行った際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムが照合結果に基づき、情報提供機能を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報提供以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン接続を防止する仕組みになっている。 ※2 番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続ごとに情報提供者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化した際の情報提供機能を指す。 ※3 中間サーバーを利用した職員の認証と職員に行なわれた権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	事前		

別紙4 変更箇所

年度	報告日	項目①	項目②	項目③	項目④	重要区分	重要事項の主張	重要事項の記述	提出時期	提出時期に係る範囲	
49	令和3年3月31日	【1 住民税課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、④情報提供ネットワークシステムとの接続、リスク：不正な提出が行われるリスクに対する措置の内容	【1 住民税課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	変更	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能（※8）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報を提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにて情報を確認する。情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報提供が認められた個人情報の提出の要否であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報を提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにて個人情報を確認する。個人情報を照合して提出の可否を自動で生成して送信することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに備えている。 ※（※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受取及び情報提供を行う機能	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能（※8）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報を提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにて個人情報を確認する。個人情報を照合して提出の可否を自動で生成して送信することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに備えている。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報を提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにて個人情報を確認する。個人情報を照合して提出の可否を自動で生成して送信することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに備えている。 ※（※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受取及び情報提供を行う機能	事前		
50	令和3年3月31日	【1 住民税課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、④特定個人情報の保管・消去⑤物理的対策、具体的な対策の内容	【1 住民税課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームにてデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームにてデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、施錠員などにより顔写真入りの身分証明書・特記事項の提出申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前		
51	令和3年3月31日	【2 軽自動車税課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、④特定個人情報の保管・消去①保管場所	【2 軽自動車税課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームにてデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を施錠員が管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームにてデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、施錠員などにより顔写真入りの身分証明書・特記事項の提出申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	
52	令和3年3月31日	【2 軽自動車税課情報ファイル】Ⅳ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、④特定個人情報の使用リスク：從業者が事務外で使用するリスクに対する措置の内容	【2 軽自動車税課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク3： 従業者が事務外で使用するリスクに対する措置の内容	変更	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・施錠員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、往来等の情報の目的的利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・施錠員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、往来等の情報の目的的利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	事後	職員の名称変更に伴うもので、重要な変更には当たらない。
53	令和3年3月31日	【2 軽自動車税課情報ファイル】Ⅳ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、④特定個人情報の保管・消去⑤物理的対策、具体的な対策の内容	【2 軽自動車税課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1：目的外の入手が行われるリスクに対する措置の内容	変更	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照合機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行った際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照合許可証の発行を行っており、照会内容と照合許可証の内容が合致する場合は、登録済みの個人情報を照合してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報伝達以外の個人情報を手取る機能を備えており、目的の提供やセキュリティリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照合機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行った際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照合許可証の発行を行っており、照会内容と照合許可証の内容が合致する場合は、登録済みの個人情報を照合してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報伝達以外の個人情報を手取る機能を備えており、目的の提供やセキュリティリスクに対する措置の内容	事前	
54	令和3年3月31日	【2 軽自動車税課情報ファイル】Ⅳ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、④特定個人情報の保管・消去⑤物理的対策、具体的な対策の内容	【2 軽自動車税課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策、具体的な対策の内容	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームにてデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームにてデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事前	
55	令和3年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】④特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、④特定個人情報の使用リスク：從業者が事務外で使用するリスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク3： 従業者が事務外で使用するリスクに対する措置の内容	変更	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、往來等の情報の目的的利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、往來等の情報の目的的利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	事後	職員の名称変更に伴うもので、重要な変更には当たらない。
56	令和3年3月31日	【4 帳簿整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、④特定個人情報の使用リスク：從業者が事務外で使用するリスクに対する措置の内容	【4 帳簿整理情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク3： 従業者が事務外で使用するリスクに対する措置の内容	変更	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、往來等の情報の目的的利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、往來等の情報の目的的利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	事後	職員の名称変更に伴うもので、重要な変更には当たらない。
57	令和3年3月31日	IV その他のリスク対策、②従業者に対する教育・啓発、③従業者に対する教育・啓発、具体的な方法		IV その他のリスク対策	2. 従業者に対する教育・啓発	従業者に対する教育・啓発、具体的な方法	変更	<住民税システムの運用における措置> ・職員等（会計年度職員等を含む）に対し、課内研修において個人情報保護について講習を行うとともに、全行业的な個人情報保護に関する研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対するはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条件個人情報保護に関する事を明確に、契約を締結している。	<住民税システムの運用における措置> ・職員等（会計年度職員等を含む）に対し、課内研修において個人情報保護について講習を行うとともに、全行业的な個人情報保護に関する研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対するはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条件個人情報保護に関する事を明確に、契約を締結している。	事後	職員の名称変更に伴うもので、重要な変更には当たらない。

別紙4 変更箇所

番号	審査日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	審査区分	審査前の記録	審査後の記録	提出書類	提出書類に係る義務	
58	令和3年3月31日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発具体的な方法	IV その他のリスク対策	2. 従業者に対する教育・啓発	従業者に対する教育・啓発具体的な方法		変更	<中間サーバー・プラットホームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットホームにおける措置> ・IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットホームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（持続運用規定等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	事前		
59	令和3年6月10日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		移転先13	②移転先における用途：①生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 ②低所得者介護サービス利用助成金の支給に関する事務 ③高齢者軽度日常生活援助サービス事業に関する事務 ④介護経度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務	②移転先における用途：①生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 ②低所得者介護サービス事業に関する事務 ③高齢者軽度日常生活援助サービス事業に関する事務 ④介護経度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
60	令和3年6月10日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		移転先12	②移転先における用途：①子ども・子育て支援法による子どもそのための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ②墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育・年末保育・一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務	②移転先における用途：①子ども・子育て支援法による子どもそのための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設を利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ②墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育・年末保育・一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
61	令和3年6月10日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先49(別紙3)	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		移転先49(別紙3)	②移転先における用途：墨田区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱による妊娠高血圧症候群等医療費助成金の支給に関する事務	②移転先における用途：墨田区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱による医療費助成金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
62	令和3年6月10日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先56(別紙2)	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		提供先56(別紙2)	②移転先における用途：子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	②移転先における用途：子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設を利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
63	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先67(別紙2 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		提供先67(別紙2 P.23)		提供先67：市町村長 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第121項） ②提供先における用途：公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための府町金口座の登録等に関する法律による特定の給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
64	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68(別紙2 P.24)	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		提供先68(別紙2 P.24)		提供先68：社会福祉協議会 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第30項） ②提供先における用途：社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は無利子で資金を融通する事業の実施に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
65	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先68(別紙3 P.24)	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		移転先68(別紙3 P.24)		移転先68：子ども・子育て支援部子育て支援課、福祉保健部出生課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための府町金口座の登録等に関する法律による特定の給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：府内連携システム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
66	令和4年3月23日	I. 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	I. 基本情報	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠	変更	【情報照会】 ・番号法 第19条第7号別表第2 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20章 【情報提供】 ・番号法 第19条第7号 别表第2 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方関係情報」が含まれる項（略） ※ 番号法第19条第7号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	【情報照会】 ・番号法 第19条第8号別表第2 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20章 【情報提供】 ・番号法 第19条第8号 别表第2 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方関係情報」が含まれる項（略） ※ 番号法第19条第8号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
67	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (1)法令上の根拠(提供先21~57、64~66)	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	①法令上の根拠(提供先21~57、64~66)		番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	

別紙4 変更箇所

項目番号	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る要領	
68	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要・利用等の規範の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先59	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先59	変更	番号法第19条第8号に規定する条例事務関係情報照会者	番号法第19条第9号に規定する条例事務関係情報照会者	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
69	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要・利用等の規範の提供・移転(委託に伴うものを除く)①法令上の根拠(提供先59)	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	①法令上の根拠(提供先59)	変更	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)	番号法第19条第9号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
70	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要・利用等の規範の提供・移転(委託に伴うものを除く)②提供先における用途(提供先59)	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	②提供先における用途(提供先59)	変更	番号法第19条第7号に準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定める事務	番号法第19条第8号に準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定める事務	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
71	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要・利用等の規範の提供・移転(委託に伴うものを除く)③法令上の根拠(提供先62、63)	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	①法令上の根拠(提供先62、63)	変更	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
72	令和4年3月23日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑤本人への明示	変更	個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第14号に規定されている。	個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第15号に規定されている。	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
73	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)⑤移転先21(別紙3.P.1)	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先21 (別紙3.P.1)	変更	①法令上の根拠: 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途: 墨田区ショートナースリー事業実施要綱による短期保育の実施に関する事務管理に関する事務 ③移転する情報: 個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数: 1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法: 庁内連携システム ⑦時期・頻度: 申請時	移転先21: 削除	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
74	令和4年6月16日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	I 基本情報	5. 個人番号の利用	法令上の根拠		変更	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
75	令和4年6月16日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④.記録される項目 全ての記録項目(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報		変更	④記録される項目 全ての記録項目(別添2) ⑤特定個人情報ファイル記録項目	1. 個人住民税賦課情報ファイル (1)識別情報 個人番号、完名番号 (2)連絡先等情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、統柄、世帯主氏名 (3)業務用連携情報 個人番号、完名番号 (4)所得控除額、寄附金控除額、(略)、業務費所得、ひとり親、ひとり親控除にかかる控除額、新生命支払額、旧生命支払額、介護医療支払額、新個人生命支払額、旧個人支払額、妻有区分、医療費支払額、スイッチOTC支払額、特例寄附額、 特別以外寄附額、都条例寄附額、区条例寄附額、所得割減免額(区) 所得割減免額(都)、均等割減免額(区)、均等割減免額(都)、居住開始年月日、障害種別、障害等級、所得金額調整控除		事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
76	令和4年6月16日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、個人情報に関する重大事故が発生したか	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去		変更	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため	
77	令和4年6月16日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑩その内容(P.53)	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨ その内容	変更	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の請求を得ない再委託が行われていた。(平成30年1月2日より発効) 調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため	

別紙4 変更箇所

順番	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る要約
78	令和4年6月16日	【1 住民税課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容	【1 住民税課情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
79	令和4年6月16日	【2 軽自動車税課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年内に、評価実施機関にて個人情報に関する重大事故が発生したか	【2 軽自動車税課情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年内に、評価実施機関にて個人情報に関する重大事故が発生したか	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨過去3年内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため
80	令和4年6月16日	【2 軽自動車税課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨その内容	【2 軽自動車税課情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨その内容	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨その内容	変更	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた。(平成30年1月2日14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
81	令和4年6月16日	【2 軽自動車税課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容	【2 軽自動車税課情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
82	令和4年6月16日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年内に、評価実施機関にて個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年内に、評価実施機関にて個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨過去3年内に、評価実施機関にて個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため
83	令和4年6月16日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨その内容(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨その内容(P.68)	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨その内容(P.68)	変更	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた。(平成30年1月2日14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
84	令和4年6月16日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容(P.68)	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容(P.68)	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
85	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年内に、評価実施機関にて個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年内に、評価実施機関にて個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨過去3年内に、評価実施機関にて個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため
86	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨その内容(P.75)	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨その内容(P.75)	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨その内容(P.75)	変更	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた。(平成30年1月2日14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
87	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容(P.68)	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容(P.68)	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容(P.68)	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
88	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	2. 基本情報	③対象となる本人の範囲	変更	個人住民税、軽自動車税の納稅義務者 個人住民税、軽自動車税の適正な滞納処分を行うにあたり、特定個人情報が必要なため。	個人住民税及び軽自動車税の納稅義務者 個人住民税、軽自動車税の適正な滞納処分を行うにあたり、特定個人情報が必要なため。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる重要な変更Jに当たらぬため。

別紙4 変更箇所

規番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
89	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 基本情報(記録される項目)	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		2. 基本情報	④記録される項目	変更	主な記録項目：【 】雇用・労働関係情報 その妥当性： ○識別情報：対象者を正確に特定するため。 ○連絡先等情報：納税催告書等の送付先確認及び本人への連絡等のため。 ○業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の滞納整理事務において、滞納者の実態を正確に把握するために記録	主な記録項目：【〇】雇用・労働関係情報 その妥当性： ○識別情報：対象者を正確に特定するため。 ○連絡先等情報：納税催告書等の送付先確認及び本人への連絡等のため。 ○業務関係情報：滞納者の実態を正確に把握するため。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
90	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		3. 特定個人情報の入手・使用	②入手方法	変更	【〇】その他 (課税原票管理システムの閲覧のみ。)	【〇】その他 (課税原票管理システム (閲覧のみ))	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
91	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		3. 特定個人情報の入手・使用	③入手の時期・頻度	変更	課税原票管理システムにて課税状況や納付状況等の確認を行うに当たり、個人番号が当該システムの画面に表示されるが、閲覧のみである。	滞納者の課税状況や納付状況等の確認を行う際	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
92	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		3. 特定個人情報の入手・使用	④入手に係る妥当性	変更	課税原票管理システムにて課税状況や納付状況等の確認を行うに当たり、個人番号が当該システムの画面に表示されるが、閲覧のみである。	地方税法20条の11により、地方税に関する調査について必要がある場合に参考となる資料を閲覧している。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
93	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		3. 特定個人情報の入手・使用	⑤本人への明示	変更	個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第15号に規定されている。	滞納整理に必要な調査については、地方税法20条の11に記載されている。また、墨田区個人情報保護条例15条によって、業務上必要な範囲において利用していることを広く区民に周知している。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
94	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 使用目的	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		3. 特定個人情報の入手・使用	⑥使用目的	変更	個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納管理	個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
95	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		3. 特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法	変更	滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合するものの、個人番号は課税原票管理システムに表示されるものの閲覧のみである。	滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合させる(課税原票管理システムは閲覧のみ)。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
96	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	課税原票管理システムの閲覧のみであるが、当該システムは以下の様々な保管場所にある。 セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全般的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要	セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全般的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
97	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		6. 特定個人情報の保管・消去	②保管期間	変更	課税原票管理システムの閲覧のみであるため、滞納整理事務では特定個人情報を保管していない。	滞納整理事務では閲覧のみを行っている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
98	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	上記のとおり、当該事務において特定個人情報を保管していないため、消去するものがない。	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・フルオフロードの復旧・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	事後	漏えいの他の事態を発生させリスクを明らかに減らせるため、重要な変更に当たらない。
99	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い口頭におけるリスク 1. 特定個人情報の入手・リストク 1. 目的の入手が行われるリスク 2. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い口頭におけるリスク		2. 特定個人情報の入手	リスク 1： 目的の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	変更	印刷ができないよう、課税原票管理システムの閲覧のみに限定されている。	課税原票管理システムの閲覧は、4情報等を基に対象者を特定した後、画面遷移する仕組みとなっており、対象者以外の特定個人情報を誤って閲覧することがないシステムである。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。

別紙4 変更箇所

番号	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
100	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策：特定個人情報の入手・漏えい・滅失・毀損リスク：目的の入手が行われるリスク、必要な情報を入手するのを防止するための措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク 1： 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外の入手を防ぐこととを防止するための措置の内容	変更	閲覧のみのため、必要な情報以外を入手することはない。	課税原票管理システムに記載されている情報は、税額を決定するにあたり必要な情報のみ記載されているため、業務上必要な情報は記載されない。なお、この調査は全国区特区内各課税原票管理規則で定められた様式により照会を行い、必要な情報を入手していない。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
101	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策：特定個人情報の入手・漏えい・滅失・毀損リスク：本人の際の本人確認の措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク 3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	変更	閲覧のみのため、存在しない。	1 住民税賦課情報ファイルに記載されている。	事後	リスクを相当程度変動させないため事前の評価の再実施は行わない。
102	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手・漏えい・滅失・毀損リスク：本人の際の本人確認の措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク 3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	変更	閲覧のみのため、存在しない。	1 住民税賦課情報ファイルに記載されている。	事後	リスクを相当程度変動させないため事前の評価の再実施は行わない。
103	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 第2 特定個人情報の入手 リスク2：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク 3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	変更	閲覧のみのため、存在しない。	課税資料及び添付書類との照合により正確性を確保している。	事後	リスクを相当程度変動させないため事前の評価の再実施は行わない。
104	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 第2 特定個人情報の入手 リスク2：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク 4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	変更	閲覧のみであり、メモを取らないようにしている。	閲覧のみとなっている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
105	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理办法	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク 2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理办法	変更	課税原票管理システムの管理者が管理している。	課税原票管理システムを利用する必要がある職員を特定し機能を制限している。また、システムにアクセスするにはユーザーID・生体認証・パスワードによる認証が必要である。	事後	リスクを相当程度変動させないため事前の評価の再実施は行わない。
106	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理办法	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク 2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理办法	変更	課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システムの管理者が権限の更新を行っている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
107	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理办法	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク 2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理办法	変更	課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システムの管理者が権限の更新を行っている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
108	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク 4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容	変更	閲覧時にメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。	閲覧時にメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。また、地方税法22条、住民基本台帳法42条、番号法による罰則があることを職員に周知している。	事後	漏えいの他の事態を発生させるリスクを即ちに軽減さざるため、重要な変更に当たらない。
109	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において個人情報に関する重大事故が発生したか	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において個人情報に関する重大事故が発生したか	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したことによる変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
110	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨その内容	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨その内容	変更	平成29年度課税分担当課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた（平成30年12月1日発覚）。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	(空欄)	事後	事の発生時期から3年が経過したことによる変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

別紙4 変更箇所

番号	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
111	令和4年6月16日	【4 潜納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策第7.特定個人情報の保管・消去リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑨再発防止策の内容	【4 潜納整理情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑨再発防止策の内容	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含めた文書により示すことを要する旨記載して明確に示す。手順：履行期間中は、契約内容の遵守状況の監視での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したことによる変更であり、事前の提出が義務付けられないので「重要な変更」に当たらなかったため。
112	令和4年6月16日	【4 潜納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策第7.特定個人情報の保管・消去リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑩死者の個人番号：	【4 潜納整理情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑩死者の個人番号：	変更	保管している	保管していない	事後	漏えいの他の事態を発生させることを防ぐために、重要な変更に当たらない。
113	令和4年6月16日	【4 潜納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策第7.特定個人情報の保管・消去リスク：特定個人情報が古く情報のまま保管され続けるリスクに対する措置の内容	【4 潜納整理情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置の内容	変更	保管していない。	特定個人情報を紙・電子データとともに所持しないよう努めている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかったため。
114	令和4年6月16日	【4 潜納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策第7.特定個人情報の保管・消去リスク：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク消去手順の内容	【4 潜納整理情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク消去手順の内容	変更	保管していないため、存在しない。	特定個人情報を所持していない。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかったため。
115	令和4年6月16日	II 特定個人情報ファイルの概要	【1 住民税課情報ファイル】		6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかったため。
116	令和4年6月16日	II 特定個人情報ファイルの概要	【2 軽自動車税課課情報ファイル】		6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかったため。
117	令和4年6月16日	II 特定個人情報ファイルの概要	【4 潜納整理情報ファイル】		6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかったため。
118	令和4年6月16日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【1 住民税課情報ファイル】	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク 2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。	(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかったため。
119	令和4年6月16日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【1 住民税課情報ファイル】	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク 3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報を入手するため、正確な照合対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報を入手するため、正確な照合対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかったため。
120	令和4年6月16日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【2 軽自動車税課課情報ファイル】	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク 2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報を入手するため、正確な照合対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報を入手するため、正確な照合対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかったため。
121	令和4年6月16日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【2 軽自動車税課課情報ファイル】	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク 3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符により紐付けられた照合対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照合対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符により紐付けられた照合対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照合対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらなかったため。

別紙4 変更箇所

番号	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	変更時期	提出時期に係る範囲	
122	令和5年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	I 基本情報	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	変更	1. 個人住民税の賦課業務 【概要】 ・地方税法に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・非課税証明書を発行する。	1. 個人住民税の賦課業務 【概要】 ・地方税法に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・非課税証明書を発行する。 【処理の流れ】 ① 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 ② e-TAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ③ ①・②で取得した申告情報の入力を行う。 ④ ①・②で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を時間短縮できるようにする。 ⑤ 当初課税時ににおいては大量の申告情報が届くため、パンチ事業者に申告データの作成を委託する。 ⑥ パンチ入力した申告データを住民税システムに取込を行う。	1. 個人住民税の賦課業務 【概要】 ・地方税法に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・非課税証明書を発行する。 【処理の流れ】 ① 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 ② e-TAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ③ ①・②で取得した申告情報の入力を行う。一部の単純・復古的な内容についてはRPAツールにより入力される。 ④ ①・②で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を時間短縮できるようにする。 ⑤ 当初課税時ににおいては大量の給与支払報告書等が届くため、課税原票管理システムで登録後にOCR処理し、データ化させる。 ⑥ ⑤で取得した給与支払報告書等のデータを住民税システムに取込を行う。	事後	③についてはリスクを相当程度変動させるものではないとの他の事態を発生させるリスクを相手に経減させるため、重要な変更に当たらない。	
123	令和5年3月31日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	I 基本情報	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	変更	2. 軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。	2. 軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 ①住民から軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出を受けし軽自動車税システムに登録する。 ②軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書等の提出を受けし軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。 ③他自治体の申告書等については、該当自治体へ回送する。 ④上記の手続きにより把握した4月1日現在の所有者（納税義務者）に対し、賦課情報を作成する。 ⑤納税義務者に税額を通知する。 ⑥減免申請者に減免情報を通知する。 ⑦軽自動車税の免除を受けた場合は、決定通知書を送付する。 この処理において、法定が生じた場合、団体内内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワーク等に照会し、所在地及び個人番号を判定する。また、必要に応じて、団体内内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報を取得する。 ⑧納税義務者に課税情報を通知する。 ⑨課税情報を取得する。この処理において、法定が生じた場合、団体内内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワーク等に照会し、所在地及び個人番号を判定する。また、必要に応じて、団体内内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報を取得する。	2. 軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 ①住民や国土総動員法申合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出を受けし軽自動車税システムに登録する。 ②軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書等の提出を受けし軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。 ③他自治体の申告書等については、該当自治体へ回送する。 ④上記の手続きにより把握した4月1日現在の所有者（納税義務者）に対し、賦課情報を作成する。 ⑤納税義務者に税額を通知する。 ⑥減免申請者に減免情報を通知する。 ⑦軽自動車税の免除を受けた場合は、決定通知書を送付する。この処理において、法定が生じた場合、団体内内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワーク等に照会し、所在地及び個人番号を判定する。また、必要に応じて、団体内内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報を取得する。 ⑧納税義務者に課税情報を通知する。 ⑨課税情報を取得する。この処理において、法定が生じた場合、団体内内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワーク等に照会し、所在地及び個人番号を判定する。また、必要に応じて、団体内内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報を取得する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを一定程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。(⑤は事前)	
124	令和5年3月31日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	I 基本情報	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	変更	3. 収納関連業務 地方税法に基づき賦課された個人住民税及び軽自動車税の収納情報を管理する。	3. 収納関連業務 地方税法に基づき賦課された個人住民税及び軽自動車税の収納情報を管理する。 【処理の流れ】 ①住民票関係情報を団体内内統合宛名システム経由で取得する。 ②個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関から住民等が納付・納した情報を取得する。 ④過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充當を行ふ。 ⑤還付又は充當を行なう場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。 ⑥収納情報をに基づき、申請に応じて各税目の納稅証明書を発行する。	3. 収納関連業務 地方税法に基づき賦課された個人住民税及び軽自動車税の収納情報を管理する。	4. 収納関連業務 【概要】 地方税法に基づき賦課された個人住民税及び軽自動車税の収納情報を管理する。 【処理の流れ】 ①住民票関係情報を団体内内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ②個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関、収納代行業者、e-TAX等から住民等が納付・納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。 ④過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充當を行ふ。また、住民より給付支給の還付登録済み登録料金に登録された公金受取口座での還付登録の意思表示が確認済み場合は、取扱機関にて還付登録済み登録料金を確認する。 ⑤納付額まで未完納となる場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。 ⑥収納情報をに基づき、申請に応じて各税目の納稅証明書を発行する。 ⑦軽自動車税納付確認システムを経由して納付情報の登録・照会を行う。	事前	④重要な変更 ①③⑦特に個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。(⑦については事後)
125	令和5年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	I 基本情報	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	変更	4. 濰納整理関連業務 【概要】 地方税法、国税徴収法に基づき、個人住民税及び軽自動車税等の濰納情報を管理する。	4. 濰納整理関連業務 【概要】 地方税法、国税徴収法に基づき、個人住民税及び軽自動車税等の濰納情報を管理する。 【処理の流れ】 ①個人住民税及び軽自動車税の賦課・収納情報を各システムから取得する。 ②滞納者に滞納催告書等を発送する。	4. 濰納整理関連業務 【概要】 地方税法、国税徴収法に基づき、個人住民税及び軽自動車税等の濰納情報を管理する。 【処理の流れ】 ①個人住民税及び軽自動車税の賦課・収納情報を各システムから取得する。 ②滞納者に滞納催告書等を発送する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。	
126	令和5年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム②システムの機能	I 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム②システムの機能	変更	1. 課税資料や電子申告データをデジタル化し、基幹税務システムと連携させることにより、課税事務の効率化と合意する認証機能を図る。 ・課税資料、電子申告データの画像データ化 ・画像データの管理、検索、出力 ・基幹税務システムとの連携 ・他市回送する課税資料の一括印刷	1. 課税資料や電子申告データをデジタル化し、基幹税務システムと連携させることにより、課税事務の効率化と合意する認証機能を図る。 ・課税資料、電子申告データの画像データ化 ・画像データの管理、検索、出力 ・基幹税務システムとの連携 ・他市回送する課税資料の一括印刷	1. 課税資料や電子申告データをデジタル化し、基幹税務システムと連携させることにより、課税事務の効率化と合意する認証機能を図る。 ・課税資料、電子申告データの画像データ化 ・画像データの管理、検索、出力 ・基幹税務システムとの連携 ・他市回送する課税資料の一括印刷	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
127	令和5年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム③他のシステムとの接続	I 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム②③他のシステムとの接続	変更	[] 税務システム	[O] 税務システム	[O] 税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	

別紙4 変更箇所

規番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る要領
128	令和5年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3②システムの機能	I 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3②システムの機能	変更	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 ○審査システム ・電子申告データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書等）の審査、管理 ・住民外税報データの送受信 ・住民外税報通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ○データ連携システム 基幹税理システムへのデータ連携 ※基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 ○国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養は正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送）	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 ○審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書等）の審査、管理 ・住民課税データの送受信 ・特種徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ○共通納税システム ○データ連携システム 基幹税理システムとのデータ連携 ※基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 ・共通納税インターフェースシステム（共通納税IFS）、経GSS連携システム ○国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養は正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
129	令和5年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6②システムの機能	I 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム6②システムの機能	変更	○情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（情報提供者）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。	○情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（情報提供者）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 ※情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能を含む	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出	
130	令和5年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム8	I 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム8	追加		①システムの名称：RPAツール ②システムの機能：システムで作成したシナリオにより、個人住民の賦課業務の内、単純・反復的な入力をパソコンで代替することで、業務改善の実現を図る。 ③他のシステムとの接続：宛名システム等、税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
131	令和5年3月31日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	I 基本情報	5. 個人番号の利用	法令上の根拠	変更	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表第一の6の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表第一の6の項 番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・墨田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項及び別表第2の1の項	事後	記載要領の変更に伴う修正であり、重要な変更に当たらない	
132	令和5年3月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	I 基本情報	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠	変更	【情報照会】 ・番号法 第19条第8号別表第2 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 【情報提供】 ・番号法 第19条第8号 別表第2三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四項（特定個人情報）に「地方税關係情報」が含まれる項 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第50条の2、第51条、第51条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条の2、第59条の3、第59条の29、71、115の項については主務省令で定められていない。 ※ 番号法第19条第8号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	【情報照会】 ・番号法 第19条第8号別表第2 27の項 【情報提供】 ・番号法 第19条第8号 别表第2三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち第四欄（特定個人情報）に「地方税關係情報」が含まれる項	事後	記載要領の変更に伴う修正であり、重要な変更に当たらない	
133	令和5年3月31日	I 基本情報（別添1）事務の内容 1 個人住民税の賦課業務	I 基本情報	（別添1）事務の内容	1 個人住民税の賦課業務	変更		(図の変更)		事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに経減させるため、重要な変更に当たらない。
134	令和5年3月31日	I 基本情報（別添1）事務の内容 1 個人住民税の賦課業務	I 基本情報	（別添1）事務の内容	1 個人住民税の賦課業務	変更	(備考) ① 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 ② e-TAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ③ ①・②で取得した申告情報の入力を行う。 ④ ①・②で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税原票の印字を行なう。 ⑤ 当初課税時においては大量の申告情報を抱くため、パンチ事業者に申告データの作成を委託する。 ⑥ パンチ入力した申告データを住民税システムに取込を行う。	(備考) ① 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 ② e-TAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ③ ①・②で取得した申告情報の入力を行う。一部の単純・反復的な内容については、RPAツールにより入力させる。 ④ ①・②で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税原票の印字を行なう。 ⑤ 当初課税時においては大量の給与支払報告書等が届くため、課税原票管理システムで登録後にOCR処理し、データ化させる。 ⑥ ⑤で取得した給与支払報告書等のデータを住民税システムに取込を行う。	事後	③についてはリスクを相当程度変動させる変更ではないが事前の評価の実施は行われない。(5)(6)については漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに経減させるため、重要な変更に当たらない。	
135	令和5年3月31日	I 基本情報（別添1）事務の内容 2 軽自動車税賦課関連業務	I 基本情報	（別添1）事務の内容	2 軽自動車税賦課関連業務	変更		(図の変更)		事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

別紙4 変更箇所

場所	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る要領
136	令和5年3月31日	I 基本情報（別添1）事務の内容 2 軽自動車税課関連業務	I 基本情報	(別添1) 事務の内容	2 軽自動車税課関連業務		変更	(備考) 地方税法に基づき、豊田区に主たる定住場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を徴収する。具体的には	(備考) ①住民や全国軽自動車税会連合会からの軽自動車税（毎月開）申告（軽自動車税課交付申請書等の提出に因する新規登録は電子申告（地方税課機関から軽 OSS 徴収システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書等を交付する。 ②軽自動車税課に軽自動車税課別割（種別割）申告書（報合書）や課税物件異動通知書を提出し、納税通知書を送付する。 ③軽自動車税課に軽自動車税課別割（種別割）申告書（報合書）や課税物件異動通知書を提出し、住民等に軽自動車税課別割を送付する。 ④軽自動車税課に軽自動車税課別割（種別割）申告書（報合書）を提出し、決算通知書を送付する。この処理において、必要な場合は、団体内結合会員名システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、住民等に軽自動車税課別割（種別割）申告書（報合書）又は課税物件異動通知書を提出し、在所地及び個人番号を特定する。また、必要な場合は、軽自動車税課別割（種別割）申告書（報合書）又は課税物件異動通知書を提出し、住民情報を照会する。 ⑤軽自動車税課別割に当たって必要な情報を団体内結合会員名システムを介して情報照会を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。(②は事前)
137	令和5年3月31日	I 基本情報（別添1）事務の内容 3 収納関連業務	I 基本情報	(別添1) 事務の内容	3 収納関連業務		変更		(図の変更)	事前	④重要な変更 ①③⑦特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。 (⑦については事後)
138	令和5年3月31日	I 基本情報（別添1）事務の内容 3 収納関連業務	I 基本情報	(別添1) 事務の内容	3 収納関連業務		変更	(備考) ①住民票関係情報を団体内結合会員名システム経由で取得する。 ②個人住民税及び軽自動車税の課税情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関や収納代行業者から住民等が納付、納入した情報を取得する。 ④過納付又は滞納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。 ⑤納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。 ⑥収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。	(備考) ①住民票関係情報を団体内結合会員名システム経由で取得する。 ②個人住民税及び軽自動車税の課税情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を軽自動車税システムへ経由で送付する。 ④過納付又は滞納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、納付書発行データ等を軽自動車税システムへ経由で送付する。 ⑤納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。 ⑥収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。 ⑦軽自動車税課納付確認システムを経由して納付情報の登録・照会を行う。	事前	④重要な変更 ①③⑦特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。 (⑦については事後)
139	令和5年3月31日	I 基本情報（別添1）事務の内容 4 滞納整理関連業務	I 基本情報	(別添1) 事務の内容	4 滞納整理関連業務		変更		(図の変更)	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
140	令和5年3月31日	I 基本情報（別添1）事務の内容 4 滞納整理関連業務	I 基本情報	(別添1) 事務の内容	4 滞納整理関連業務		変更	(備考) 地方税法に基づき、対象者の納付状況を確認し、対象者に対して納税相談・分納協約・滞納処分などを実施する。具体的には ①課課システムから課税情報、収納システムから収納情報を元に納付状況を確認 ②住民に対し、納税指導を行う。 ③他市町村へ照会・回答を行う。 ④差押などの滞納処分を執行する。 ⑤豊田区内に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	(備考) ①課課システムから課税情報、収納システムから収納情報を元に納付状況を確認 ②住民に対し、納税指導を行う。 ③他市町村へ照会・回答を行う。 ④差押などの滞納処分を執行する。 ⑤豊田区内に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
141	令和5年3月31日	【1 住民税課税情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	【1 住民税課税情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法		変更	1. 各種申告書の受付に関する事務 ・住所基本台帳から、申告者の個人番号、課課期日時点での住所、世帯情報等を把握する。 ・国税庁・年金保険者、給与支払者、住民から申告情報を取得する。 ・申告情報の他に、課課に必要な情報（生活保護、障害等）を照会し取得する。 2. 住民税の課課決定に関する事務 ・上記1で得た各種情報を基づき、住民等に対する住民税課課額を決定する。 ・決定した住民税課課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。（大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う） ・課税決定者（普通徴収対象者）、年金保険者、給与支払者（特別徴収対象者）へ税額を通知する。	1. 各種申告書の受付に関する事務 ・住所基本台帳から、申告者の個人番号、課課期日時点での住所、世帯情報等を把握する。 ・国税庁・年金保険者、給与支払者、住民から申告情報を取得する。 ・申告情報の他に、課課に必要な情報（生活保護、障害等）を照会し取得する。 2. 住民税の課課決定に関する事務 ・上記1で得た各種情報を基づき、住民等に対する住民税課課額を決定する。 ・決定した住民税課課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。（大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う） ・課税決定者（普通徴収対象者）、年金保険者、給与支払者（特別徴収対象者）へ税額を通知する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
142	令和5年3月31日	【1 住民税課税情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託の有無	【1 住民税課税情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託	委託の有無		変更	(委託する) (3件)	(委託する) (2件)	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。
143	令和5年3月31日	【1 住民税課税情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【1 住民税課税情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2		変更	(省略)	(削除)	事後	漏えいの他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減するため、重要な変更に当たらない。

別紙4 変更箇所

規番	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
144	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の提供・委託(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・委託(委託に伴うものを除く。)	提供・移転の有無	変更	【○】提供を行っている (63件) 【○】移転を行っている (64件)	【○】提供を行っている (68件) 【○】移転を行っている (67件)	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。
145	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。
146	令和5年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	④記録される項目 主な記録項目	変更	〔 〕個人番号対応符号	〔○〕個人番号対応符号	事後	特定個人情報の漏えいその他の事業を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
147	令和5年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用方法	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑥使用方法	変更	1. 各種申告書等の受付に関する事務 ・各種申告書から住民等の車両情報を取得する。 2. 税額算定時の賦課、通知に関する事務 ・賦課期日時点の申告情報から賦課情報を作成する。 ・納税通知書の印刷委託事業者に賦課情報を提供する。 3. 更正に関する事務 ・必要に応じて税額更正等を行う。	1. 各種申告書等の受付に関する事務 ・各種申告書から住民等の車両情報を取得する。必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2. 軽自動車税の賦課、通知に関する事務 ・賦課期日時点の申告情報から賦課情報を作成する。 ・納税通知書の印刷委託事業者に賦課情報を提供する。 3. 更正に関する事務 ・必要に応じて税額更正等を行う。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事業を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
148	令和5年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。
149	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	④記録される項目 主な記録項目	変更	〔 〕個人番号対応符号	〔○〕個人番号対応符号	事前	重要な変更
150	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	④記録される項目 主な記録項目	変更	〔 〕その他 ()	〔○〕その他 (口座登録・連携ファイル関連情報)	事前	重要な変更
151	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤その妥当性	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	④記録される項目 その妥当性	変更	O識別情報：対象者を正確に特定するために記録 O連絡先情報：①曾保険及び還付・充当の通知等の発送に際し当社が認めたため、本人への連絡等のために記録 O業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の算出税額を把握するために記録 Oその他：(口座登録・連携ファイル関連情報)：公金受取口座での還付金受取を意思表示した住民への還付事務のために保有	O識別情報：対象者を正確に特定するために記録 O連絡先情報：①曾保険及び還付・充当の通知等の発送に際し当社が認めたため、本人への連絡等のために記録 O業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の算出税額を把握するために記録 Oその他：(口座登録・連携ファイル関連情報)：公金受取口座での還付金受取を意思表示した住民への還付事務のために保有	事前	重要な変更
152	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	①入手元	変更	〔 〕行政機関・独立行政法人等 ()	〔○〕行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁)	事前	重要な変更
153	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	②入手方法	変更	〔 〕情報提供ネットワークシステム 〔○〕その他 (賦課情報システム・住民基本台帳ネットワークシステム)	〔○〕情報提供ネットワークシステム 〔○〕その他 (賦課情報システム・住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出
154	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	③入手の時期・頻度	変更	1.住基法第7条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、隨時入手 2.公金受取口座による還付金の受取を意思表示した住民に係る口座登録・連携ファイル関連情報の取得事務 還付金発生の都度入手	1.住基法第7条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、隨時入手 2.公金受取口座による還付金の受取を意思表示した住民に係る口座登録・連携ファイル関連情報の取得事務 還付金発生の都度入手	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出

別紙4 変更箇所

規番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る要領
155	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	④入手に係る妥当性	変更	住基法第7条に規定する事項については、本人情報確認等の事務効率化のため、団体内統合宛名システムを利用して入手する。	1 住基法第7条に規定する事項については、本人情報確認等の事務効率化のため、団体内統合宛名システムを利用して入手する。 2 口頭説明・連携ファイル閲連情報については、本人意思に基づいて取得する。	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出	
156	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑥使用目的	変更	個人住民税及び軽自動車税の適正な収納管理	個人住民税・軽自動車税の適性な収納管理及び公金受取口座への還付事務	事前	重要な変更	
157	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法	変更	1 収納管理に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。 2 税証明に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。 3 公金受取口座での還付金受取の意思表示した住民に対する還付事務	1 収納管理に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。 2 税証明に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。 3 公金受取口座での還付金受取の意思表示した住民に対する還付事務	事前	1 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。 3 重要な変更	
158	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	<墨田区における措置> ・住民登録管理システムにおいてはサービス利用方式を選択している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※「住民登録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報を含めているパッケージシステムであるため、当区の評議書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民登録管理システム」という表記で統一する。	<墨田区における措置> ・住民登録管理システムにおいてはサービス利用方式を選択している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※「住民登録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報を含めているパッケージシステムであるため、当区の評議書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民登録管理システム」という表記で統一する。	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出	
159	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間期間	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	②保管期間期間	変更	[定められてない]	[6年以上10年未満]	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出	
160	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間期間 その妥当性	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	②保管期間期間 その妥当性	変更	収納、還付、充当などの収納管理を行うため、過去の記録を保存する必要がある。	地方税法に基づき、墨田区における保存年限を7年としているため。	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出	
161	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	納入済通知書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。	<墨田区における措置> ・保存年限を経過した納入済通知書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出	
162	令和5年3月31日	【4 滯納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	①入手元	変更	[○]その他（課税原票管理システム）	[○]その他（課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム）	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。	
163	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	②入手方法	変更	[○]その他（課税原票管理システム（開闢のみ））	[○]その他（課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム）	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出	
164	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	③入手の時期・頻度	変更	滞納者の課税状況や納付状況等の確認を行う際	滞納者の課税状況や現住所等の確認を行う際	事後	軽微な表現の変更であり、提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。	

別紙4 変更箇所

番号	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
165	令和5年3月31日	【4 溝納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	【4 溝納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法	変更	1溝納管理に関する事務 ・個人住民税及び軽自動車税の溝納情報から、納稅催告・溝納処分等の溝納整理を行う。	1溝納管理に関する事務 ・個人住民税及び軽自動車税の溝納情報から、納稅催告・溝納処分等の溝納整理を行う。 ・墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
166	令和5年3月31日	【4 溝納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	【4 溝納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法 情報の突合	変更	溝納情報と住基法第7条に規定する事項を突合させる（課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム）。	溝納情報と住基法第7条に規定する事項を突合させる（課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム）。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
167	令和5年3月31日	【4 溝納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間期間	【4 溝納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	②保管期間期間	変更	〔 定められてない 〕	〔 6年以上 10年未満 〕	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
168	令和5年3月31日	【4 溝納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間との妥当性	【4 溝納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	②保管期間その妥当性	変更	溝納整理事務では閲覧のみを行っている。	住民税賦課事務担当の管理するシステムであり、溝納整理事務では閲覧のみを行っている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
169	令和5年3月31日	【4 溝納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【4 溝納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	<墨田区における措置> ・保存年限を経過した申告書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
170	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報(4記載される項目)(別添2) 6. 特定個人情報ファイル記録項目	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	④記録される項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	変更	②還付通知ファイル ・還番、年度、表示番号、表示番号(返済納期)、還付日、支払開始日、(振込先)金融機関コード、(振込先)支店コード、(振込先)金融機関名カナ、(振込先)金融機関名漢字、(振込先)支店名カナ、(振込先)支店名漢字、(振込先)口座種別、(振込先)口座番号、(振込先)口座名義人、(送付先)郵便番号、(送付先)郵便番号、(送付先)住所、(送付先)番地、(送付先)方書、(送付先)氏名、義務者氏名、特徴個人宛名番号、還付理由、正當額(本税)、正當額(延滞金)、納付額(本税)、納付額(延滞)、還付確定還番(最新)、還付発送番(最新)、支払日還番(最新)、印刷済フラグ、登録日時、ユーザID、削除フラグ、削除日時、削除ユーザ、公共受取口座利用意思の有無	②還付通知ファイル ・還番、年度、表示番号、表示番号(返済納期)、還付日、支払開始日、(振込先)金融機関コード、(振込先)支店コード、(振込先)金融機関名カナ、(振込先)金融機関名漢字、(振込先)支店名カナ、(振込先)支店名漢字、(振込先)口座種別、(振込先)口座番号、(振込先)口座名義人、(送付先)郵便番号、(送付先)郵便番号、(送付先)住所、(送付先)番地、(送付先)方書、(送付先)氏名、義務者氏名、特徴個人宛名番号、還付理由、正當額(本税)、正當額(延滞金)、納付額(本税)、納付額(延滞)、還付確定還番(最新)、還付発送番(最新)、支払日還番(最新)、印刷済フラグ、登録日時、ユーザID、削除フラグ、削除日時、削除ユーザ、公共受取口座利用意思の有無	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
171	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	III 特定個人情報ファイルの取扱いリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク6 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができるよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてもVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができるよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
172	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	III 特定個人情報ファイルの取扱いリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできません。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできません。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

別紙4 変更箇所

番号	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
173	令和5年3月31日	【2 軽自動車税課情報ファイル】特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【6情報提供ネットワークシステムとの接続】情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【2 軽自動車税課情報ファイル】	III 特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用するこにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者による情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用するこにより、安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	特定個人情報の漏えいその他他の事態を発生させリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
174	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【6情報提供ネットワークシステムとの接続】	【3 収納管理情報ファイル】	III 特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続		変更	【○】接続しない（入手）	【】接続しない（入手）	事前	重要な変更
175	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【6情報提供ネットワークシステムとの接続】リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	III 特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに権限付与された内閣総理大臣が設置する情報提供ネットリスト（※2）との照合で情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可権を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、審査上認められた情報送信以外の情報を受ける権限を譲り受けている。また、外提供やセキュリティリスクに対する措置についても、 ・中間サーバーの職員認証、権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実現した離職・時刻・操作履歴を監視する機能を併設して組織構造の操作や、不適切なオンライン連絡を防止する仕組みにしている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （※2）情報提供ネットワークシステムに権限付与された内閣総理大臣が設置する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一元化し、情報照会の可否を判断するため使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。	事前	重要な変更
176	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【6情報提供ネットワークシステムとの接続】リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	【3 収納管理情報ファイル】	III 特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	変更		【特に力を入れている】	事前	重要な変更
177	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【6情報提供ネットワークシステムとの接続】リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	III 特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーは、既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事前	重要な変更
178	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【6情報提供ネットワークシステムとの接続】リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	【3 収納管理情報ファイル】	III 特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	変更		【特に力を入れている】	事前	重要な変更
179	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【6情報提供ネットワークシステムとの接続】リスク3:手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策の内容	【3 収納管理情報ファイル】	III 特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク3:手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	変更	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事前	重要な変更
180	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【6情報提供ネットワークシステムとの接続】リスク3:手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	【3 収納管理情報ファイル】	III 特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク3:手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	変更		【特に力を入れている】	事前	重要な変更

別紙4 変更箇所

番号	審査日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	審査区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時刻	提出時刻に係る説明
181	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 7リスク入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	変更		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスクに対する措置の内容を記録するにあたり、許可されていないシステムからのアクセスを仕組みで設けています。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムに対して接続するにあたり、特定個人情報を漏えい・紛失するリスクに対する措置を記録するにあたり、許可されていないシステムからのアクセスを仕組みで設けています。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムでは、ログイン時の職員認証の他に、マイクロソフトの認証を実施した際の認証結果、操作内容の記録が実装される場合、不適切な操作実行による不適切なインシデント発生を抑止する仕組みになっている。 ・(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を漏えい・紛失するリスクを回避する仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号できない仕組みになっている。 ・中間サーバーと既設システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムの運用による不適切なインシデント発生を防ぐとともに、漏えい・紛失のリスクに対する措置を実施するにあたり、漏えい・紛失を防ぐことで漏えい・紛失のリスクに対する措置を実施する。 ・中間サーバーとプラットフォームの業務事務の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、業務上、特定個人情報にはアクセスすることはできません。		事前 重要な変更
182	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 7リスク入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置は十分か	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置は十分か	変更		<特に力を入れている>	事前 重要な変更	
183	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 7情報提供ネットワークシステムとの他のリスク及びそのリスクに対する措置	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他他のリスク及びそのリスクに対する措置	変更		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・权限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、マイクロソフトの認証を実施した際の認証結果、操作内容の記録が実施されるため、不適切な操作実行による不適切なインシデント発生を抑止する仕組みになっている。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を漏えい・紛失するリスクを回避する仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号できない仕組みになっている。 ・中間サーバーと既設システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムの運用による不適切なインシデント発生を防ぐとともに、漏えい・紛失を防ぐことで漏えい・紛失のリスクに対する措置を実施する。 ・中間サーバーとプラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバーとプラットフォームを運営する団体であっても他の団体が管理する場合では、アカウントは中間サーバーで統一している。 ・特定個人情報の管理は地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォーム事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		事前 重要な変更
184	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去リスク・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク (5)物理的対策 具体的な対策の内容	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク (5)物理的対策 具体的な対策の内容	変更	<収納管理システムにおける措置> ・サーバー設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	<収納管理システムにおける措置> ・サーバー設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	事前 重要な変更	
185	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去リスク・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク (6)技術的対策 具体的な対策の内容	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク (6)技術的対策 具体的な対策の内容	変更	<収納管理システムにおける措置> ・収納管理システムは、戸内のみの独立したネットワークに搭載されており外部接続はしていない。 ・ワイルス対策ソフトのバージョンファイルの更新を定期的に行っている。	<収納管理システムにおける措置> ・収納管理システムは、戸内のみの独立したネットワークに搭載されており外部接続はしていない。 ・ワイルス対策ソフトのバージョンファイルの更新を定期的に行っている。	事前 重要な変更	
186	令和5年3月31日	【4 満納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の入手、リスク：不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容	【4 満納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容	変更	課税原簿管理システムの管理者がログを保存しており、入手できないようにしている。	満納整理業務では特定個人情報を使用することがないため、区民との対応で特定個人情報を入手する場合がないため、特定個人情報が確認可能なシステムでは閲覧ログを保存しており、不正な閲覧があった場合、把握できる体制を整えている。	事後 重要な変更	
187	令和5年3月31日	【4 満納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手、リスク：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	【4 満納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	変更	記録する媒体がないため紛失するリスクがない	・紙媒体による申告情報は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定め、漏えい・紛失を防止している。 ・システムからの課税対象者情報の入手では、専用線を経由して情報漏えい・紛失を防止している。	事後 重要な変更	
188	令和5年3月31日	【4 満納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手、リスク：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	【4 満納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク1： 目的を超えた紐付け、目的外の個人情報の取得によるリスク 密名システム等における措置の内容	変更	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。	特定個人情報については紐付けを行わない。	事後 重要な変更	

別紙4 変更箇所

番号	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
189	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用(リスク1: 個人情報を取得する権限のない者への紐付けが行われるリスク事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容)	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との組合せによるリスク事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	変更	特定個人情報は課税原票管理システムの閲覧のみである。	その他システムについても特定個人情報は紐付けを行わない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
190	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用(リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク)認証の管理具体的な管理方法	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク認証の管理具体的な管理方法	変更	課税原票管理システムを利用する必要がある職員を特定し機能を制限している。また、システムにアクセスするにはユーザーID・生体認証・パスワードによる認証が必要である。	システムを利用する必要がある職員を特定し機能を制限している。また、システムにアクセスするにはユーザーID・生体認証・パスワードによる認証が必要である。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる重要な変更に当たらない。
191	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用(リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク)アクセス権限の効果・失効の管理具体的な管理方法	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の効果・失効の管理具体的な管理方法	変更	毎年度、課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの管理者が管理している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
192	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用(リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク)アクセス権限の管理具体的な管理方法	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理具体的な管理方法	変更	毎年度、課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの管理者が管理している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
193	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用(リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク)特定個人情報の使用の記録具体的な方法	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録具体的な方法	変更	毎年度、課税原票管理システムの管理者が権限の更新を行っている。	システムの閲覧についてログを保管している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
194	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用(リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク)に対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容	変更	閲覧時にメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。また、地方税法22条、住民基本台帳法42条、番号法による罰則があることを職員に周知している。	閲覧時に特定個人情報についてはメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。また、地方税法22条、住民基本台帳法42条、番号法による罰則があることを職員に周知している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
195	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去(リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク)物理的対策具体的な対策の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク(5)物理的対策具体的な対策の内容	変更	特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。 滞納整理情報ファイルでは、特定個人情報は所持しない。	特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
196	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去(リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク)技術的対策具体的な対策の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク(6)技術的対策具体的な対策の内容	変更	課税原票管理システムの閲覧のみに制限している。	課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは閲覧のみに制限している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
197	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去(リスク1: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク)物理的対策具体的な対策の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置の内容	変更	特定個人情報を紙・電子データとともに所持しないよう努力している。	課税対象者の情報は、各種申告情報に基づき、更新・試験を行ったうえで住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認しているので、古い情報のまま保管され続けることはない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
198	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去(リスク1: 特定個人情報が消去されいつまでも存在するリスク)消去手順	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	変更	定められている	定められている	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
199	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報が消去されいつまでも存在するリスク 消去手順	【4 滞納整理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	変更	特定個人情報を所持しない	地方税法に基づき、保存年限を7年間とし、保存期間を過ぎた申告書及び届出書等については、外部業者による溶解処理を行い、廃棄している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

別紙4 変更箇所

番号	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
200	令和5年6月26日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託 情報保護管理体制の確認	【1 住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託	情報保護管理体制の確認	変更	・委託仕様書に、墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施、報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はISM認証の取得を要件としている。	・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施、報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はISM認証の取得を要件としている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
201	令和5年6月26日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転リスク: 諸った情報提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	5. 特定個人情報の提供・移転	リスク3 : 諸った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク、リスクに対する措置の内容	変更	・他自治体へのデータの送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報を提供してしまうリスクを防止している。 ・府内連携システムでは本業務で保有する情報の全てを連携することはできず、移転元から承認された情報が移転できないよう、仕組みとして担保されている。	・他自治体へのデータの送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報を提供してしまうリスクを防止している。 ・府内連携システムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできない、移転元から承認された必要最低限の情報が移転できないよう制御されている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
202	令和5年6月26日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 特定個人情報の提供・移転リスク: 諸った情報提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの対策は十分か	【1 住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	5. 特定個人情報の提供・移転	リスク3 : 諸った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク、リスクへの対策は十分か	変更	十分である	特に力を入れている	事後	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるものではないため、重要な変更に当たらない。
203	令和5年6月26日	【2 軽自動車税課課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託 情報保護管理体制の確認	【2 軽自動車税課課情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託	情報保護管理体制の確認	変更	・委託仕様書に、墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施、報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はISM認証の取得を要件としている。	・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施、報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はISM認証の取得を要件としている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
204	令和5年6月26日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託 情報保護管理体制の確認	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託	情報保護管理体制の確認	変更	・委託仕様書に、墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施、報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はISM認証の取得を要件としている。	・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施、報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はISM認証の取得を要件としている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
205	令和5年6月26日	【4 満納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 本人への明示	【4 満納整理情報ファイル】	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	本人への明示	変更	満納整理に必要な調査については、地方税法20条の11に記載されている。また、墨田区個人情報保護条例15条によって、業務上必要な範囲において利用していることを広く区民に周知している。	満納整理に必要な調査については、地方税法20条の11に記載されている。また、個人情報の保護に関する法律69条によって、業務上必要な範囲において利用していることを広く区民に周知している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
206	令和5年6月26日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 3. 特定個人情報に対する教育・啓発 具体的な方法		IV その他のリスク対策	2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	変更	<住民税システムの運用における措置> ・職員等（会計年度職員等を含む。）に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全庁的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に個人情報保護に関する事項を定め、契約を締結している。	<住民税システムの運用における措置> ・職員等（会計年度職員等を含む。）に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全庁的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を定め、契約を締結している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
207	令和6年7月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	I 基本情報	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	①事務の名称	変更	地方税に関する事務	地方税・森林環境税に関する事務		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
208	令和6年7月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	I 基本情報	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	変更	1. 個人住民税の賦課業務 【概要】 ・地方税法に基づき、府、住民から提出された申告や、給与支払者、年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し算出する。 【処理の流れ】 ①住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票は住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ②個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関、収納代行業者、eTAX等から住民等が納付、納入し情報を取り得する。また納付書発行データ等を共通納税システム経由で送付する。 ④過納付又は預納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より一般的給付等を受け口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での返付金受けの意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 ⑤納期限までに完納となる場合は、地方税法、森林環境税及び森林環境税と税に関する法律に基づき住民等に督促状を発送する。	1. 個人住民税・森林環境税の賦課業務 【概要】 ・地方税法、森林環境税及び森林環境税と税に関する法律に基づき、国税廳、住民等から提出された申告や、給与支払者、年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し算出する。 ・個人住民税、森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 ・指定金融機関、収納代行業者、eTAX等から住民等が納付、納入し情報を取り得する。また納付書発行データ等を共通納税システム経由で送付する。 ・過納付又は預納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より一般的給付等を受け口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での返付金受けの意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 ・納期限までに完納となる場合は、地方税法、森林環境税及び森林環境税と税に関する法律に基づき住民等に督促状を発送する。	事後	法改正による形式的な修正 特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。	
209	令和6年7月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容	I 基本情報	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	変更	3 収納関連業務 【概要】 地方税法に基づき賦課された個人住民税及び軽自動車税の収納情報を管理する。 【処理の流れ】 ①住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票は住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ②個人住民税、森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関、収納代行業者、eTAX等から住民等が納付、納入し情報を取り得する。また納付書発行データ等を共通納税システム経由で送付する。 ④過納付又は預納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より一般的給付等を受け口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での返付金受けの意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 ⑤納期限までに完納となる場合は、地方税法、森林環境税及び森林環境税と税に関する法律に基づき住民等に督促状を発送する。	3 収納関連業務 【概要】 地方税法、森林環境税及び森林環境税と税に関する法律に基づき、国税廳、住民等から提出された申告や、給与支払者、年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し算出する。 ・個人住民税、森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 ・指定金融機関、収納代行業者、eTAX等から住民等が納付、納入し情報を取り得する。また納付書発行データ等を共通納税システム経由で送付する。 ・過納付又は預納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より一般的給付等を受け口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での返付金受けの意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 ・納期限までに完納となる場合は、地方税法、森林環境税及び森林環境税と税に関する法律に基づき住民等に督促状を発送する。	事後	法改正による形式的な修正 特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。	

別紙4 変更箇所

番号	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る要領
210	令和6年7月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容	I 基本情報	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容		変更	4. 滞納整理関連業務 【概要】 地方税法、国税徴収法に基づき、個人住民税及び軽自動車税等の滞納情報を管理する。 【処理の流れ】 ①個人住民税及び軽自動車税の賦課・収納情報を各システムから取得する。 ②滞納税に軽自動車税等を発送する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ③納税交渉により分割納付又は微収猶予となった場合、その情報を記録する。 ④地方税法、国税徴収法に基づき、実態調査又は財産調査を行った場合、その情報を記録する。	4. 滞納整理関連業務 【概要】 地方税法、国税徴収法、森林環境税及び森林環境税と税に関する法律に基づき、個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課・収納情報を各システムから取得する。 ②滞納税に軽自動車税等を発送する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ③納税交渉により分割納付又は微収猶予となった場合、その情報を記録する。 ④地方税法、国税徴収法、森林環境税及び森林環境税と税に関する法律に基づき、実態調査又は財産調査を行った場合、その情報を記録する。	事後	法改正による形式的な修正 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
211	令和6年7月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム「システム1」②システムの機能	I 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1 ②システムの機能		変更	1. 個人住民税の賦課事務に関する処理を行う。	1. 個人住民税・森林環境税の賦課事務に関する処理を行う。	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
212	令和6年7月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム「システム1」②システムの機能	I 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1 ②システムの機能		変更	3. 個人住民税及び軽自動車税の収納事務に関する処理を行う。	3. 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納事務に関する処理を行う。	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
213	令和6年7月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム「システム4」②システムの機能	I 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム4 ②システムの機能		変更	個人住民税及び軽自動車税の滞納整理事務に関する処理を行う。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納整理事務に関する処理を行う。	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
214	令和6年7月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム「システム8」②システムの機能	I 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム8 ②システムの機能		変更	システムで作成したシナリオにより、個人住民税の賦課業務内の、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。	システムで作成したシナリオにより、個人住民税・森林環境税の賦課業務内の、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
215	令和6年7月29日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	I 基本情報	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	①事務実施上の必要性		変更	1. 住民税賦課情報ファイル 住民税の賦課決定において、住民の税情報を正確に把握する必要がある。 2. 軽自動車税賦課情報ファイル 軽自動車税の賦課決定において、納稅義務者の車両情報を正確に把握する必要がある。 3. 収納管理情報ファイル 個人住民税及び軽自動車税の徴収及び滞納処分にあたり、納稅義務者の収納状況を正確に把握する必要がある。 4. 滞納整理情報ファイル 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納処分にあたり、納稅義務者の滞納状況及び各種調査結果等を正確に把握する必要がある。	1. 住民税賦課情報ファイル 住民税・森林環境税の賦課決定において、住民の税情報を正確に把握する必要がある。 2. 軽自動車税賦課情報ファイル 軽自動車税の賦課決定において、納稅義務者の車両情報を正確に把握する必要がある。 3. 収納管理情報ファイル 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の徴収及び滞納処分にあたり、納稅義務者の収納状況を正確に把握する必要がある。 4. 滞納整理情報ファイル 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納処分にあたり、納稅義務者の滞納状況及び各種調査結果等を正確に把握する必要がある。	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
216	令和6年7月29日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	I 基本情報	5. 個人番号の利用	法令上の根拠		変更	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・墨田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項及び別表2の1の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・墨田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項及び別表2の1の項	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
217	令和6年7月29日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	I 基本情報	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠		変更	【情報照合】 ・番号法 第19条第8号別表第2 27の項 【情報提供】 ・番号法 第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・墨田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項及び別表2の1の項 （情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項	【情報照合】 ・番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 【情報提供】 ・番号法 第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・墨田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項及び別表2の1の項 （情報提供者）が「市町村長」の項のうち第四欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
218	令和6年7月29日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	I 基本情報	(別添1) 事務の内容			変更	1. 個人住民税の賦課業務	1. 個人住民税・森林環境税の賦課業務	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
219	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 ①基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	③対象となる本人の範囲 その必要性	変更	住民税の適正な賦課を行うために特定個人情報が必要となる。	住民税・森林環境税の適正な賦課を行うために特定個人情報が必要となる。	事後	法改正による形式的な修正 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

別紙4 変更箇所

項目番号	提出日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
221	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目その妥当性	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	変更	・識別情報：対象者を正確に特定するために記録 ・連絡先等情報：対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録 ・国税関係情報：対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行つるために記録 ・地方税関係情報：算出した住民税額・森林環境税額に基づき、納稅通知書・証明書類の帳票印字を行うために記録 ・障害者福祉関係情報：障害者福祉関係の給付情報に基づき、非課税判定・減免額及び控除額の算出を行うために記録 ・生活保護関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、非課税判定・減免額及び控除額の算出を行うために記録 ・年金関係情報：対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特例税額の計算を行うために記録 ・介護・高齢者福祉関係情報：対象者の介護保険に係る被保険者情報に基づき、年金特例対象者判定を行うために記録	・識別情報：対象者を正確に特定するために記録 ・連絡先等情報：対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録 ・国税関係情報：対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税・森林環境税の賦課を行つるために記録 ・地方税関係情報：算出した住民税額・森林環境税額に基づき、納稅通知書・証明書類の帳票印字を行うために記録 ・障害者福祉関係情報：障害者福祉関係の給付情報に基づき、非課税判定・減免額及び控除額の算出を行うために記録 ・生活保護関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、非課税判定・減免額及び控除額の算出を行うために記録 ・年金関係情報：対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税・森林環境税の賦課及び年金特例税額の計算を行うために記録 ・介護・高齢者福祉関係情報：対象者の介護保険に係る被保険者情報に基づき、年金特例対象者判定を行うために記録	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
222	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑤本人への明示	変更	住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第二第27項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
223	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑥使用目的	変更	各種申告書の受付、本人確認、正確な住民税額の算出・通知	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。	
224	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用方法	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑥使用方法	変更	2 住民税の賦課決定に関する事務 ・上記1で取得した各種情報に基づき、住民等に対する住民税課額を決定する。 ・決定した住民税・森林環境税賦課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。(大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う) 1. 課税決定者(普通徴収対象者)、年金保険者・給与支払者(特別徴収対象者)へ税額を通知する。納稅通知等が宛先不明等により返戻された場合は、住民基本台帳ネットワークに照会し、再送付する。 3 更正、異動に関する事務 ・更正の必要が生じた場合には地方税関係情報の税額を更正する。 ・特別徴収義務者から異動の届出があった場合には徴収方法の変更を行ふ。 4 税証明の発行に関する事務 ・住民税賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。	2 住民税・森林環境税の賦課決定に関する事務 ・上記1で取得した各種情報に基づき、住民等に対する住民税・森林環境税課額を決定する。 ・決定した住民税・森林環境税賦課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。 ・大額課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う ・課税決定者(普通徴収対象者)、年金保険者・給与支払者(特別徴収対象者)へ税額を通知する。納稅通知等が宛先不明等により返戻された場合は、住民基本台帳ネットワークに照会し、再送付する。 3 更正、異動に関する事務 ・特別徴収義務者から異動の届出があった場合には徴収方法の変更を行ふ。 4 税証明の発行に関する事務 ・住民税賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
225	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用方法 権利利益に影響を与える決定	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法 権利利益に影響を与える決定	変更	所得額、各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。	
227	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先1	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号、別表第二（第1項） ②提供先における用途：健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
228	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先2	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号、別表第二（第2項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
229	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先3	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号、別表第二（第3項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
230	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先4	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号、別表第二（第4項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	

別紙4 変更箇所

番号	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
231	令和6年7月29日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先5	変更	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二（第6項）	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 7の項 ②提供先における用途: 船員保険法による保険給付又は賃用料及び等々の額を改正する法律附則第三十九条の規定によりなまき前の例によるものとされた平成十九年法律第十三号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
232	令和6年7月29日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先6	変更	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二（第8項）	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11の項 ②提供先における用途: 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
233	令和6年7月29日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先7	変更	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二（第9項）	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
234	令和6年7月29日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先8	変更	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二（第11項）	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 15の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
235	令和6年7月29日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先9	変更	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二（第16項）	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
236	令和6年7月29日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先10	変更	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 别表第二（第18項）	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 28の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
237	令和6年7月29日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先11	変更	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 别表第二（第23項）	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 39の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
238	令和6年7月29日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先12	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先12	変更	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 别表第二（第26項）	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
239	令和6年7月29日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先13	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先13	変更	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 别表第二（第27項） ②提供先における用途: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収おもび森林環境税及び森林環境税と税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収に関する事務	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 ②提供先における用途: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収おもび森林環境税及び森林環境税と税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収に関する事務	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
240	令和6年7月29日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先14	変更	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 别表第二（第28項） ②提供先における用途: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収おもび森林環境税及び森林環境税と税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収に関する事務	①法令上の根拠: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 49の項 ②提供先における用途: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収おもび森林環境税及び森林環境税と税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収に関する事務	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
241	令和6年7月29日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先15	変更	(省略)	(提供先15: 削除)	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

別紙4 変更箇所

別紙4 変更箇所

順番	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
264	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先38	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先38	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第74項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
265	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先39	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先39	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第80項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 115の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
266	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先40	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先40	変更	(省略)	(提供先40：削除)	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
267	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先41	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先41	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第85項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 124の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
268	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先42	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先42	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第87項） ②提供先における用途：中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 125の項 ②提供先における用途：中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
269	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先43	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先43	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第91項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 129の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
270	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先44	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先44	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 别表第二（第92項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 130の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
271	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先45	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先45	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 别表第二（第94項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 132の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
272	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先46	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先46	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 别表第二（第97項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
273	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先47	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先47	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 别表第二（第101項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 138の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
274	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先48	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先48	変更	(省略)	(提供先48：削除)	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

順番	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
275	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先49	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先49	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第103項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 140の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
276	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先50	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先50	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第106項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 141の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
277	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先51	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先51	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第107項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 142の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
278	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先52	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先52	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 别表第二（第108項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
279	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先53	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先53	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 别表第二（第113項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
280	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先54	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先54	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 别表第二（第114項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 152の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
281	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先55	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先55	変更	(省略)	(提供先55：削除)	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
282	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先56	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先56	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 别表第二（第116項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
283	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先57	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先57	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 别表第二（第120項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
284	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先60	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先60	変更	②提供先における用途：給与所得に係る個人住民税における特別徴収に関する事務	②提供先における用途：給与所得に係る個人住民税等における特別徴収に関する事務	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
285	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先61	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先61	変更	②提供先における用途：年金所得に係る個人住民税における特別徴収に関する事務	②提供先における用途：年金所得に係る個人住民税等における特別徴収に関する事務	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

番号	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
286	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先62	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先62	変更	②提供先における用途：地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	②提供先における用途：地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収および森林環境税及び森林環境税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収に関する事務	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
287	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先64	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先64	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第20項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 37の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
288	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先65	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先65	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第53項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 37の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
289	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先66	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先66	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第117項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 156の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
290	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先67	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先67	変更	提供先：市町村長 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第121項）	提供先：市町村長 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
291	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先68	変更	(省略)	(提供先68：削除)	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
292	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先69	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先69	追加		提供先：総務大臣又は都道府県知事 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 4の項 ②提供先における用途：恩給法による年金である給付又是一時金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度		事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
293	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先70	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先70	追加		提供先：市町村長 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1080の項 ②提供先における用途：災害用慰労金の支給等に関する法律による災害用慰労金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護金の貸付に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度		事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
294	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先71	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先71	追加		提供先：総務大臣 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1470の項 ②提供先における用途：国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度		事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
295	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先72	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先72	追加		提供先：都道府県知事等 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 161の項 ②提供先における用途：「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和三十九年五月一日付外務省令第3号）による生活保護の申請者係の決定及び審査又は被扶養者の微収の取扱いに係る生活保護係事務に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度		事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項目	重要日	項目①	項目②	項目③	項目④	重要区分	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
297	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先73	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先73	追加		提供先：都道府県知事 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 165の項 ②提供先における用途：地域優良賃貸住宅制度を綱にに基づく優良賃貸住宅運営に関する事務 ③提供する情報：個人住民税の課税対象者 ④提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑤提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
298	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先74	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先74	追加		提供先：都道府県知事 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 164の項 ②提供先における用途：「特定感染症検査等事業について」（平成十四年五月二十七日付け健発第010ニ二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくワクチン接種・性別疾患等の重症化予防推進事業に係る障害者オロハナ症候群等の対応に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
299	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先75	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先75	追加		提供先：都道府県知事 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 165の項 ②提供先における用途：「感染症対策特別促進事業について」（平成二十一年三月三十一日付け健発第013ニ一〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
300	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先76	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先76	追加		提供先：都道府県知事 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 166の項 ②提供先における用途：「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十一年五月二十七日付け健発第016ニ二号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
301	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先77	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先77	追加		提供先：文部科学大臣 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 167の項 ②提供先における用途：国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
302	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先78	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先78	追加		提供先：都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 168の項 ②提供先における用途：高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
303	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先79	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先79	追加		提供先：都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 169の項 ②提供先における用途：高等学校等修学支援事業費補助金（授業料のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る修学料のための給付金事業による給付金事業に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
304	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先80	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先80	追加		提供先：都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 170の項 ②提供先における用途：高等学校等修学支援事業費補助金（専門科の生徒等の授業料のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る授業料のための給付金事業による給付金事業に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

番号	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
305	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先81	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先81	追加		提供先：文部科学大臣 ①法律上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1710項 ②提供先における用途：国が設置する高等学校等に係る高等学校修学支授事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援） ③交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支授金の支給に関する事務 ④提供する情報：個人住民税関係情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
306	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先82	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先82	追加		提供先：都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法律上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1720項 ②提供先における用途：高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援） ③交付要綱に規定する高等学校修学支授事業費補助金の支給に関する事務 ④提供する情報：個人住民税関係情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
307	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要、5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先83	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先83	追加		提供先：都道府県知事 ①法律上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1730項 ②提供先における用途：「特定疾患治療研究事業について」（昭和三十八年四月十七日付け厚生省第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
308	令和6年7月29日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要、3. 特定個人情報の入手・使用 (5) 本人への明示	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑤本人への明示	変更	・軽自動車税の課税に必要な各種情報については、地方税法第463条の19及び番号法別表第二第27項に規定されている。		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
309	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要、2. 基本情報 (3) 対象となる本人の範囲	【3 収納管理情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	③対象となる本人の範囲	変更	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の納稅義務者	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の納稅義務者	事後	改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
310	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要、2. 基本情報 (3) 対象となる本人の範囲、その必要性	【3 収納管理情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	③対象となる本人の範囲 その必要性	変更	個人住民税、軽自動車税の適正な収納管理を行うにあたり、特定個人情報が必要なため	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の適正な収納管理を行なうにあたり、特定個人情報が必要なため	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
311	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要、2. 基本情報 (4) 記録される項目 その妥当性	【3 収納管理情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	④記録される項目 その妥当性	変更	○業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の算出税額を把握するため記録	○業務関係情報：個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の算出税額を把握するために記録	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
312	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要、3. 特定個人情報の入手・使用 (5) 本人への明示	【3 収納管理情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑤本人への明示	変更	個人住民税及び軽自動車税の収納管理に必要な各種情報については、番号法別表第二第27項に規定されている。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納管理に必要な各種情報については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
313	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要、3. 特定個人情報の入手・使用 (6) 使用目的	【3 収納管理情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑥使用目的	変更	個人住民税・軽自動車税の適正な収納管理及び公金受取口座への還付事務	個人住民税・森林環境税・軽自動車税の適正な収納管理及び公金受取口座への還付事務	事後	改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
314	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要、3. 特定個人情報の入手・使用 (8) 使用方法	【3 収納管理情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法	変更	1 収納管理に関する事務 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報をから収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2 税証明に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。	1 収納管理に関する事務 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報をから収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2 税証明に関する事務 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。	事後	改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

別紙4 変更箇所

規番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
315	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	変更	個人住民税、軽自動車税の納稅義務者	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の納稅義務者		事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
316	令和6年7月29日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	③対象となる本人の範囲	変更	個人住民税及び軽自動車税の納稅義務者	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の納稅義務者		事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
318	令和6年7月29日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑥使用目的	変更	個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため		事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
319	令和6年7月29日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用方法	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	⑥使用方法	変更	1. 滞納管理に関する事務 ・個人住民税及び軽自動車税の滞納情報から、納稅催告・滞納処分等の滞納整理を行う。 ・墨田区内住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	1. 滞納管理に関する事務 ・個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納情報から、納稅催告・滞納処分等の滞納整理を行なう。 ・墨田区内住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。		事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
320	令和6年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)記録項目(住民税) 1.個人住民税の賦課情報ファイル	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) ファイル記録項目(住民税)	1. 個人住民税の賦課情報ファイル		変更	別添5とのおり	別添6とのおり		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
321	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスクに対する措置	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるリスクに対する措置	特定期別民税、都民税申告書、納稅通知書等各種帳票の封入・封緘においては、お入函れや封入部りがないように、委託事業者に件数、品質管理についての注意喚起を行なう。又、封入物に破損等がないか職員による確認を行っている。	変更	特定期別民税、都民税・森林環境税申告書、納稅通知書等各種帳票の封入・封緘においては、お入函れや封入部りがないように、委託事業者に件数、品質管理についての注意喚起を行なう。又、封入物に破損等がないか職員による確認を行っている。			事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
322	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手・リスク 1. 目的外の入手を行われるリスク 対象者以外の情報入手のリスクを防止するための措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手・リスク 3. 入手した個人情報が不正確であるリスク 入手の際本人確認の措置の内容	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	変更	個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。		事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
323	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手・リスク 1. 目的外の入手を行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手・リスク 3. 入手した個人情報が不正確であるリスク 入手の際本人確認の措置の内容	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	変更	個人住民税及び軽自動車税の賦課情報、収納情報を各システムから取得する際は、収納管理業務に必要な情報のみ取得するよう制限しているため、必要な情報以外を入手することはない。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報、収納情報を各システムから取得する際は、収納管理業務に必要な情報のみ取得するよう制限しているため、必要な情報以外を入手することはない。		事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
324	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手・リスク 2. 不適切な方法で入手が行われるリスク 入手の際本人確認の措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手・リスク 2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	個人住民税及び軽自動車税の各システムから入手する賦課情報は、専用線を経由した入手に限定することで安全を担保している。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の各システムから入手する賦課情報は、専用線を経由した入手に限定することで安全を担保している。		事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
325	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手・リスク 3. 手元に持つ個人情報が漏えいするリスク 入手の際本人確認の措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手・リスク 2: 手元に持つ個人情報が漏えいするリスク	入手の際の本人確認の措置の内容	変更	個人住民税及び軽自動車税の各システム等から入手する情報のため、入手元の各業務で本人確認を行っている。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の各システム等から入手する情報のため、入手元の各業務で本人確認を行っている。		事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
326	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手・リスク 4. 入手の際には特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手・リスク 4: 入手の際には特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	リスクに対する措置の内容	変更	・個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する際は、専用線を経由することにより情報漏えい・紛失等を防止できる。	・個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する際は、専用線を経由することにより情報漏えい・紛失等を防止できる。		事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

別紙4 変更箇所

規番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
327	令和7年3月25日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
328	令和7年3月25日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際はデータの復元がなされないよう、クラウド事業者においては、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがってデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行するごとに、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更
329	令和7年3月25日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
330	令和7年3月25日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際はデータの復元がなされないよう、クラウド事業者においては、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがってデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行するごとに、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更
331	令和7年3月25日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【3 収納管理情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
332	令和7年3月25日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【3 収納管理情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際はデータの復元がなされないよう、クラウド事業者においては、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがってデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行するごとに、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更
333	令和7年3月25日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い 7. 特定個人情報の漏えい・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMPP）のリストに登録されたクラウドサービス事業者であることをおこなう。この一覧は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理制度を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更

別紙4 変更箇所

番号	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
334	令和7年3月25日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク① 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加		①ガバメントクラウドにおける措置 ②及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ③地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準（第1回）」）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドを提供するマントードビューポートサービスによるデータの取扱い等についての契約等を行つて居る。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対して、セキュリティ対策を講じる。 ⑤地方公共団体やASPはガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑥地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		事前	重要な変更
335	令和7年3月25日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク③ 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	追加		①ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなれないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		事前	重要な変更
336	令和7年3月25日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク① 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	追加		①ガバメントクラウドにおける措置 ②ガバメントクラウドについてには政府情報システムのセキュリティ制度（ISMIP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサービス等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ③事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。		事前	重要な変更
337	令和7年3月25日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク① 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加		①ガバメントクラウドにおける措置 ②及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ③地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準（第1回）」）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドを提供するマントードビューポートサービスによるデータの取扱い等についての契約等を行つて居る。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対して、セキュリティ対策を講じる。 ⑤地方公共団体やASPはガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑥地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		事前	重要な変更
338	令和7年3月25日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク③ 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	追加		①ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなれないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		事前	重要な変更
339	令和7年3月25日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク① 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加		①ガバメントクラウドにおける措置 ②ガバメントクラウドについてには政府情報システムのセキュリティ制度（ISMIP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサービス等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ③事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。		事前	重要な変更
340	令和7年3月25日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク③ 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加		①ガバメントクラウドにおける措置 ②及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ③地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準（第1回）」）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドを提供するマントードビューポートサービスによるデータの取扱い等についての契約等を行つて居る。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対して、セキュリティ対策を講じる。 ⑤地方公共団体やASPはガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑥地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		事前	重要な変更
341	令和7年3月25日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク③ 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【3 収納管理情報ファイル】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	追加		①ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなれないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		事前	重要な変更

別紙4 変更箇所

規番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
342	令和7年3月25日	IV その他のリスク対策 1. 監査(監査具体的な内容)		IV その他のリスク対策	1. 監査	②監査 具体的な内容	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから連携することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。		事前	重要な変更
343	令和7年3月25日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)② 提供先における用途(提供先38)	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	②提供先における用途(提供先38)	変更	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
344	令和7年3月25日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)② 提供先における用途(移転先?)	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	②提供先における用途(移転先7)	変更	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
345	令和7年3月25日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先40	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先40	変更	提供先40: 国土労働大臣 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二（第84項） ②移転先における用途: 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者とする政府が支給するものとされる年金である保険給付の支給に関する事務 ③移転する情報: 個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数: 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法: 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度: 照会を受けた都度	提供先40: 削除	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
346	令和7年3月25日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先48	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先48	変更	提供先48: 農林漁業団体職員共済組合 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二（第102項） ②移転先における用途: 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統一を図るために農林漁業団体職員共済組合法を廃止し、その法律による年金であります給付(同法第10条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金)である給付を受ける事務 ③移転する情報: 個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数: 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法: 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度: 照会を受けた都度	提供先48: 削除	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
347	令和7年3月25日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先55	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先55	変更	提供先55: 平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続料済会 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二（第115項） ②移転先における用途: 平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務 ③移転する情報: 個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数: 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法: 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度: 照会を受けた都度	提供先55: 削除	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
348	令和7年3月25日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先68	変更	提供先68: 社会福祉協議会 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二（第30項） ②移転先における用途: 社会福祉法による生計困難者に対して無利子貸は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務 ③移転する情報: 個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数: 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法: 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度: 照会を受けた都度	提供先68: 削除	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
349	令和7年3月25日	【1 住民税課課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15	【1 住民税課課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先15	変更	提供先15: 厚生労働大臣又は共済組合等 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二（第29項） ②移転先における用途: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の原課徵収に関する事務 ③移転する情報: 個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数: 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法: 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度: 照会を受けた都度	提供先15: 削除	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
350	令和7年3月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 2 軽自動車税課課問連業務	I 基本情報	I 基本情報	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容 2. 軽自動車税課課問連業務	変更	【処理の流れ】 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等の提出(四輪の新登録は電子申告(地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可))を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。	【処理の流れ】 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等の提出(四輪の新登録は電子申告(地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可))を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
351	令和7年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム8 (P.7)	I 基本情報	I 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム8 (P.7)	変更	システムで作成したシナリオにより、個人住民税・森林環境税の賦課業務の内、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。	システムで作成したシナリオにより、個人住民税・森林環境税の賦課業務、軽自動車税課課問連業務、収納問連業務の内、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

別紙4 変更箇所

別紙4 変更箇所

番号	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
360	令和7年3月25日	I 基本情報（別添1）事務の内容 ④ 潜納整理関連業務	I 基本情報	(別添1) 事務の内容	4 潜納整理関連業務		変更		(図の変更)	事前	重要な変更
361	令和7年3月25日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ② 基本情報（別添2）記録される項目 全ての記録項目（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	⑤記録される項目 全ての記録項目（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	変更	1. 個人住民税賦課情報ファイル (1) 識別情報 個人番号・完名番号 (2) 連絡先等情報 氏名・生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、統柄、世帯主氏名 (3) 業務関連情報 (略)、所得金額調整控除、国外（配）、国外（扶）、定額減税額（区）、定額減税額（都）	1. 個人住民税賦課情報ファイル (1) 識別情報 個人番号・完名番号 (2) 連絡先等情報 氏名・生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、統柄、世帯主氏名 (3) 業務関連情報 (略)、所得金額調整控除、国外（配）、国外（扶）、定額減税額（区）、定額減税額（都）	事後	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
362	令和7年3月25日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ④ 物理的な対策 具体的な対策の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑤物理的な対策 具体的な対策の内容	変更	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
363	令和7年3月25日	【2 経自動車税賦課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ④ 物理的な対策 具体的な対策の内容	【2 経自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑤物理的な対策 具体的な対策の内容	変更	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
364	令和7年3月25日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ④ 物理的な対策 具体的な対策の内容	【3 収納管理情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑤物理的な対策 具体的な対策の内容	変更	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
365	令和7年3月25日	【4 潜納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ④ 物理的な対策 具体的な対策の内容	【4 潜納整理情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑤物理的な対策 具体的な対策の内容	変更	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
366	令和7年3月25日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策		IV その他のリスク対策	3. その他のリスク対策		追加		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上の業務データの取扱いについて、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務は、当該業務データを取扱う際は、ISMPに登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次も満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築した中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更
367	令和7年6月27日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次も満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築した中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次も満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築した中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
368	令和7年6月27日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者は特定個人情報を消去することはない。 ・データスクエア交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者は特定個人情報を消去することはない。 ・データスクエア交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
369	令和7年6月27日	【2 経自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【2 経自動車税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しておらず、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより引継ぎ真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しておらず、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより引継ぎ真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
370	令和7年6月27日	【2 経自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【2 経自動車税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者は特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者は特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

別紙4 変更箇所

別紙4 変更箇所

別紙4 変更箇所

番号	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出期	提出時期に係る要領
390	令和7年6月27日	【2 経自動車税課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去(⑤物理的対策) 具体的な対策の内容	【2 経自動車税課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑥技術的対策 具体的な対策の内容	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーコードファイルの更新を行なう。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーコードファイルの更新を行なう。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーコードファイルの更新を行なう。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉鎖ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスマでないよう制約を設ける。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーコードファイルの更新を行なう。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーコードファイルの更新を行なう。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーコードファイルの更新を行なう。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを通じて通信を暗号化することでデータ移行を行なう。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
391	令和7年6月27日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去(⑤物理的対策) 具体的な対策の内容	【3 収納管理情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理を中心としたものとされている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーコードファイルの更新を行なう。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを通じて通信を暗号化することでデータ移行を行なう。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
392	令和7年6月27日	【3 収納管理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去(⑤物理的対策) 具体的な対策の内容	【3 収納管理情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑥技術的対策 具体的な対策の内容	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーコードファイルの更新を行なう。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスマでないよう制約を設ける。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーコードファイルの更新を行なう。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを通じて通信を暗号化することでデータ移行を行なう。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームでは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
393	令和7年6月27日	【4 滯納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去(⑤物理的対策) 具体的な対策の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理を中心としたものとされている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスマでないよう制約を設ける。 ・事前に申請し承認されない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
394	令和7年6月27日	【4 滞納整理情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去(⑤物理的対策) 具体的な対策の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑥技術的対策 具体的な対策の内容	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーコードファイルの更新を行なう。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスマでないよう制約を設ける。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーコードファイルの更新を行なう。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーコードファイルの更新を行なう。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを通じて通信を暗号化することでデータ移行を行なう。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
395	令和7年6月27日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容		IV その他のリスク対策	1. 監査	②監査 具体的な内容	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
396	令和7年6月27日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策		IV その他のリスク対策	3. その他のリスク対策		変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統合した設備環境によるデータベースの運用担当者によるセキュリティリスクの低減、技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視等を実施する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関によるセキュリティリスクの低減、技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視等を実施する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
397		【1 住民税課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去(①保管場所)	【1 住民税課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所	追加		<マイナポータル申請管理における措置> ・基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネット等に保管している。	事前	重要な変更
398		【1 住民税課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去(⑤物理的対策) 具体的な対策の内容	【1 住民税課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	追加		<マイナポータル申請管理における措置> ・LGWN接続端末についてはセキュリティワイヤー等により固定。物理的対策を講じている。	事前	重要な変更
399		【1 住民税課情報ファイル】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去(⑤物理的対策) 具体的な対策の内容	【1 住民税課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加		<マイナポータル申請管理における措置> ・LGWN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行なう。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWN回線を用いた通信を行うことで、外側からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体を暗号化している。	事前	重要な変更
400		I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム9		I 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム9	追加		①システムの名称：マイナポータル申請管理 ②システムの機能： ・往來向け機能：自らが受け取ることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる。 ・外側記録媒体連携機能：住民の電子申請を行った際の申請履歴を画面表示する機能 ③他のシステムとの接続：他のシステムとの連携のため、他システムとの接続はしていない。	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

番号	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
401		I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務・2.事務の内容	I 基本情報	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	変更	1 個人住民税・森林環境税の賦課業務 【処理の流れ】 ②e-TAXおよびマイナボータル申請管理にて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。	1 個人住民税・森林環境税の賦課業務 【処理の流れ】 ②e-TAXおよびマイナボータル申請管理にて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。	事前	重要な変更	
402		I 基本情報（別添1）事務 1 個人住民税の賦課業務	I 基本情報	(別添1) 事務の内容	1 個人住民税の賦課業務	変更		(図の変更)	事前	重要な変更	
403		III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手・リスク：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手・リスク：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	追加		くマイナボータル申請管理における措置 ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。	
404		III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手・リスク：目的外の入手が行われるリスク 対象者情報を入手すると防止するための措置の内容	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手・リスク：目的外の入手が行われるリスク 対象者情報を入手すると防止するための措置の内容	必要な情報以外入手することを防止するための措置の内容	追加		く個人住民税申告ポータルにおける措置 ・住民からの申告書での提出に限定した入手とすることで、許可・承認が行われないようにしており、 ・国税庁・年金保険者・給与支払者・住民から入手する課税対象者情報について、電子申告データを入手する際は専用端末を経由することにより許可・承認が行われないようにしている。他の自治体等から入手する情報についても、同様に専用端末にて入力する規定でいる。 ・紙媒体で提出された課税資料については、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、安全性を確保している。 く個人住民税申告ポータルにおける措置 住民からの申告書での提出に限定した入手とすることで、許可・承認が行われないようにしており、 ・電子申告データを入手する際は専用端末を経由することにより許可・承認が行われないようにしている。他の自治体等から入手する情報についても、同様に専用端末にて入力する規定でいる。 ・紙媒体で提出された課税資料については、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、安全性を確保している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。	
405		【1 住民税賦課業務情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手・リスク：2. 不適切な方法で入手が行われるリスク 対象に対する措置の内容	【1 住民税賦課業務情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手・リスク：不適切な方法で入手が行われるリスク 対象に対する措置の内容	変更	・住民からの入手は、職員による窓口受付及び本人宛てに送付した申告書での提出に限定した入手とすることで、許可・承認が行われないようにしており、 ・国税庁・年金保険者・給与支払者・住民から入手する課税対象者情報について、電子申告データを入手する際は専用端末を経由することにより許可・承認が行われないようにしている。他の自治体等から入手する情報についても、同様に専用端末にて入力する規定でいる。 ・紙媒体で提出された課税資料については、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、安全性を確保している。 く個人住民税申告ポータルにおける措置 住民からの申告書での提出に限定した入手とすることで、許可・承認が行われないようにしており、 ・電子申告データを入手する際は専用端末を経由することにより許可・承認が行われないようにしている。他の自治体等から入手する情報についても、同様に専用端末にて入力する規定でいる。 ・紙媒体で提出された課税資料については、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、安全性を確保している。	事前	重要な変更		
406		L1 住民税賦課業務情報ファイル III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手・リスク：3. 導入した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認等	【1 住民税賦課業務情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手・リスク：3. 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認等	入手の際の本人確認の措置の内容	追加	く個人住民税申告ポータルにおける措置 ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナボータル申請管理へ個人番号付き電子申請データを送信する場合には、個人番号カードの裏面に記載された個人番号と電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付き電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認・改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。	
407		L1 住民税賦課業務情報ファイル III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手・リスク：3. 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の方法	【1 住民税賦課業務情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手・リスク：3. 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の方法	個人番号の真正性確認の措置の内容	追加	く個人住民税申告ポータルにおける措置 ・個人番号カードの裏面に記載された個人番号を申請フォームにて自動記録を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。	
408		【1 住民税賦課業務情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手・リスク：4. 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 対象に対する措置の内容	【1 住民税賦課業務情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手・リスク：4. 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 対象に対する措置の内容	リスクに対する措置の内容	追加	くマイナボータル申請管理における措置 ・マイナボータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。	
409		L1 住民税賦課業務情報ファイル III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク：2. 権限のない者（元職員・アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク クアセス権限の発行・失効の管理 総務的管理方法	【1 住民税賦課業務情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2：権限のない者（元職員・アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク クアセス権限の発行・失効の管理 総務的管理方法	追加	くマイナボータル申請管理における措置 ・マイナボータル申請管理がユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。	事前	重要な変更	
410		【1 住民税賦課業務情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク：2. 権限のない者（元職員・アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク クアセス権限の発行・失効の管理 総務的管理方法	【1 住民税賦課業務情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2：権限のない者（元職員・アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク クアセス権限の発行・失効の管理 総務的管理方法	追加	くマイナボータル申請管理における措置 ・マイナボータル申請管理のアカセス権限の効力については、以下の通りを行なう。 ① 効効の管理 ・アセス権限が不要となった場合、情報システム担当者が事務に必要となる情報にアセスできるユーザIDを効効する。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかに情報システム担当に報告しアセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	事前	重要な変更	
411		L1 住民税賦課業務情報ファイル III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク：2. 権限のない者（元職員・アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク クアセス権限の発行・失効の管理 総務的管理方法	【1 住民税賦課業務情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2：権限のない者（元職員・アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク クアセス権限の発行・失効の管理 総務的管理方法	追加	くマイナボータル申請管理における措置 不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに情報システム担当に報告し削除する。	事前	重要な変更	
412		L1 住民税賦課業務情報ファイル III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク：2. 権限のない者（元職員・アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク クアセス権限の発行・失効の管理 総務的管理方法	【1 住民税賦課業務情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2：権限のない者（元職員・アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク クアセス権限の発行・失効の管理 総務的管理方法	追加	くマイナボータル申請管理における措置 ・マイナボータル申請管理へのアクセスはマイナボータル申請管理専用のユーザIDのみに制限されている。	事前	重要な変更	
413		L1 住民税賦課業務情報ファイル III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク：3. 従業者による業務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課業務情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク3：従業者が業務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	追加	・外部記憶媒体にマイナボータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行なう。 ・外部記憶媒体にマイナボータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理規則に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。	事前	重要な変更	
414		L1 住民税賦課業務情報ファイル III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク：4. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 対象に対する措置の内容	【1 住民税賦課業務情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容	追加	くマイナボータル申請管理における措置 ・マイナボータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行なう。 ・外部記憶媒体にマイナボータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理規則に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。	事前	重要な変更	
415		L1 住民税賦課業務情報ファイル III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の保管・消去 リスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課業務情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク2：特定個人情報が古い情報で、特定個人情報が古く情報のまま保管され続いているリスクに対する措置の内容	追加	くマイナボータル申請管理における措置 ・マイナボータル申請管理から外部記憶媒体に個人番号付電子申請データ等を保存し、住民税システムに取り込み、一時保存したデータを消去するため、古い情報で審査等が行われることはない。	事前	重要な変更	

別紙4 変更箇所

別紙4 変更箇所

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
4 滞納整理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税、軽自動車税の納稅義務者
その必要性	個人住民税、軽自動車税の適正な滞納処分を行うにあたり、特定個人情報が必要なため。
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (滞納者の財産情報等)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報: 対象者を正確に特定するために記録 ○連絡先等情報: 納稅催告書等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録 ○業務関係情報: 個人住民税及び軽自動車税の滞納整理事務において、滞納者の実態を正確に把握するために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	区民部税務課

別添1

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[<input checked="" type="radio"/>] 本人又は本人の代理人 [<input checked="" type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署 (窓口課、生活福祉課、国保年金課) [<input checked="" type="radio"/>] 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(税務署)) [<input checked="" type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [<input checked="" type="radio"/>] 民間事業者 (公的年金等支払者、給与支払者) [<input type="checkbox"/>] その他 ()						
②入手方法		[<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] その他 ()						
③入手の時期・頻度		住基法第7条に規定する事項:住民基本台帳更新の都度、隨時入手						
④入手に係る妥当性		住基法第7条に規定する事項については、本人情報確認等の事務効率化のため、団体内統合宛名システムを利用して入手する。						
⑤本人への明示		個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第14号に規定されている。						
⑥使用目的 ※		個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納管理						
⑦使用の主体		<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">変更の妥当性</td> <td>使用部署 ※</td> <td>区民部税務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用者数</td> <td> <選択肢> [50人以上100人未満] 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上 </td> </tr> </table>	変更の妥当性	使用部署 ※	区民部税務課		使用者数	<選択肢> [50人以上100人未満] 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
変更の妥当性	使用部署 ※	区民部税務課						
	使用者数	<選択肢> [50人以上100人未満] 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上						
⑧使用方法 ※		<p>1 滞納管理に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。</p>						
⑨情報の突合 ※		滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合して、納税催告書及び差押・配当等の通知の発送に必要な情報を作成する。						
⑩情報の統計分析 ※		税の滞納整理に関する集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。						
⑪権利利益に影響を与える得る決定 ※		滞納情報に基づき、財産調査等の結果に応じて滞納処分を行う。						
⑫使用開始日		平成28年1月1日						

別添1

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (2) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	滞納管理システムの運用管理	
①委託内容	・滞納管理システムの運用・保守業務 ・法制度改正に伴う滞納管理システムの改修作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	個人住民税、軽自動車税の納税義務者	
その妥当性	システムの運用・保守及び法制度改正に伴うシステム改修等を行った場合、システム本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	全項目評価書の公表による。	
⑥委託先名	北日本コンピューターサービス 株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

別添1

委託事項2		税務システムの運用管理					
①委託内容		<ul style="list-style-type: none"> ・税務システムの運用・保守業務 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業 ・納税催告書等各種帳票の印字及び封入・封緘 					
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの全体] <ul style="list-style-type: none"> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 </p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">個人住民税、軽自動車税の納税義務者</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	個人住民税、軽自動車税の納税義務者
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 						
対象となる本人の範囲 ※	個人住民税、軽自動車税の納税義務者						
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </p>					
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>					
⑤委託先名の確認方法		全項目評価書の公表による。					
⑥委託先名		株式会社 ジーシーシー					
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託しない] <ul style="list-style-type: none"> 1) 再委託する 2) 再委託しない </p>					
	⑧再委託の許諾方法						
	⑨再委託事項						

別添1

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (4) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	都知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第9号	
②提供先における用途	地方税法に基づく徴収に関する事務	
③提供する情報	納税情報・滞納整理関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者	
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先2	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第14号 番号法施行令第26条、別表8号	
②提供先における用途	租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示、若しくは提出の求め又は協力の要請	
③提供する情報	納税情報・滞納整理関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者	
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

別添1

提供先3	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第14号 番号法施行令第26条、別表8号
②提供先における用途	租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示、若しくは提出の求め又は協力の要請
③提供する情報	納税情報・滞納整理関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	税務署長
①法令上の根拠	番号法第19条第14号 番号法施行令第26条、別表8号
②提供先における用途	租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示、若しくは提出の求め又は協力の要請
③提供する情報	納税情報・滞納整理関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

別添1

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳)に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [定められていない]
	その妥当性	財産調査、滞納処分などの滞納整理を行うため、過去の記録を保存する必要がある。
③消去方法		帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。
7. 備考		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
4 滞納整理情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税、軽自動車税の納稅義務者	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (滞納者の財産情報等) 	
その妥当性	<p>○識別情報: 対象者を正確に特定するために記録</p> <p>○連絡先等情報: 納稅催告書等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録</p> <p>○業務関係情報: 個人住民税及び軽自動車税の滞納整理事務において、滞納者の実態を正確に把握するるために記録</p>	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	区民部税務課	

別添2

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input checked="" type="radio"/>] その他 (課税原票管理システム)
②入手方法		[<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (課税原票管理システムの閲覧のみ。)
③入手の時期・頻度		課税原票管理システムにて課税状況や納付状況等の確認を行うに当たり、個人番号が当該システムの画面に表示されるが、閲覧のみである。
④入手に係る妥当性		課税原票管理システムにて課税状況や納付状況等の確認を行うに当たり、個人番号が当該システムの画面に表示されるが、閲覧のみである。
⑤本人への明示		個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第14号に規定されている。
⑥使用目的 ※		個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納管理
		変更の妥当性
⑦使用の主体	使用部署 ※	区民部税務課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1 滞納管理に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。
		情報の突合 ※ 滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合するものの、個人番号は課税原票管理システムに表示されるものの閲覧のみである。
		情報の統計分析 ※ 税の滞納整理に関する集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
		権利利益に影響を与える得る決定 ※ 滞納情報に基づき、財産調査等の結果に応じて滞納処分を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

別添2

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託しない <input type="checkbox"/> <選択肢> () 件 <input type="checkbox"/> 1) 委託する <input type="checkbox"/> 2) 委託しない		
委託事項1			
①委託内容			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※			
その妥当性			
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑤委託先名の確認方法			
⑥委託先名			
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する <input type="checkbox"/> 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

別添2

委託事項2				
①委託内容				
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※				
その妥当性				
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> [] 専用線 <input type="checkbox"/> [] 電子メール <input type="checkbox"/> [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [] 紙 <input type="checkbox"/> [] その他 ()		
⑤委託先名の確認方法				
⑥委託先名				
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない		
	⑧再委託の許諾方法			
	⑨再委託事項			

別添2

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input checked="" type="radio"/>] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度		
提供先2		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度		

別添2

提供先3				
①法令上の根拠				
②提供先における用途				
③提供する情報				
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲				
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()			
⑦時期・頻度				
提供先4				
①法令上の根拠				
②提供先における用途				
③提供する情報				
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲				
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()			
⑦時期・頻度				

別添2

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		課税原票管理システムの閲覧のみであるが、当該システムは以下のような保管場所にある。 ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳)に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	その妥当性	課税原票管理システムの閲覧のみであるため、滞納整理事務では特定個人情報を保管していない。
③消去方法		上記のとおり、当該事務において特定個人情報を保管していないため、消去するものがない。
7. 備考		

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
4 滞納整理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	個人住民税及び軽自動車税の賦課情報・収納情報を各システムから取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	個人住民税及び軽自動車税の賦課情報・収納情報を各システムから取得する際は、滞納整理業務に必要な情報のみ取得するように制限しているため、必要な情報以外を入手することはない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人住民税及び軽自動車税の各システムから入手する賦課情報・収納情報は、専用線を経由した入手に限定することで安全を担保している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人住民税及び軽自動車税の各システムから入手する情報のため、入手元の各業務で本人確認を行っている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	入手元の各業務で個人番号の真正性確認を行っている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手元の各業務で特定個人情報の正確性を確保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する際は、専用線を経由することにより情報漏えい・紛失等を防止できる。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	滞納管理システムから他システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要となる情報のみに制限する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	滞納管理システムにおいて、ID及びパスワードにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>・滞納管理システム及び課税原票システムのIDの発効及び失効は、主管課で管理を行い、団体内統合宛名システムについては、業務主管課からの申請に基づき、情報システム担当が行い、一元管理する。</p> <p>・滞納管理システム及び課税原票システムのアクセス権限については主管課が管理を行い、団体内統合宛名システムについては、情報システム担当が個別に管理する。</p>	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>・滞納管理システム、課税原票システム及び団体内統合宛名システムにおいては、共有IDは発行せず、個人に対して発行している。</p> <p>・アクセス権限を失効した場合は、滞納管理システム及び課税原票システムについては主管課が、団体内統合宛名システムについては情報システム担当が速やかにアクセス権限を削除する。</p> <p>・操作者単位で権限を設定しており、必要な業務以外のアクセスができないように制御している。</p>	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報を直接保有していない滞納管理システムには、現状ログを管理する機能はないが、特定個人情報にアクセスする際は必ず団体内統合宛名システム又は課税原票システムにより行うため、これらのログ機能をもって特定個人情報の使用の記録とする。	
その他の措置の内容	<p>・端末操作を一定時間行わない場合は、スクリーンセーバーを表示させるとともに、滞納管理システムを自動的にログオフさせる。</p> <p>・画面の盗み見対策として、モニターに覗き見防止フィルタを貼付している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。</p> <p>・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。</p> <p>・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。</p> <p>・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・バックアップファイルの取得は、入退室管理をしているサーバー室での作業に限定されている。</p> <p>・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持った職員のみが特定の端末で行うことには限定している。</p> <p>・外部媒体へデータを出力する際は、記録簿への記載及びアクセスログの記録・管理を行っている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク		
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク		
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク		
委託契約終了後の不正な使用等のリスク		
再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・委託仕様書に、墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する条項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施、報告させている。 ・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はISMS認証の取得を要件としている。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 制限している 2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・府内にて、委託事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合は、委託事業者向けのIDを発行し、閲覧、更新等の処理を行える担当者を限定している。また、事前に担当者名簿を提出するよう義務付けている。 ・委託先での作業については、定期的に視察を行い、管理体制を確認している。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p>府内及び委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務について定期的に報告させている。</p>	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 定めている 2) 定めていない</p>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託先から他者への特定個人情報の提供、再委託は原則認めていない。</p>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託事業者へ特定個人情報を提供する際は、データを暗号化したうえで施錠可能なケースに電子媒体を格納し、搬送することを義務付けている。</p>	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 定めている 2) 定めていない</p>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託事業者は、当該委託契約により行う業務の終了後、墨田区と協議のうえ個人情報が記録された媒体を直ちに区へ返却するか、又はデータの完全消去及び消去証明書の提出を義務付ける旨を契約書に明記している。</p>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 定めている 2) 定めていない</p>
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> 機密保持契約として以下のことを定めている。 ・個人情報漏えいの防止及び秘密保持 ・再委託承諾のない再委託の禁止 ・個人情報の第三者への提供の禁止 ・個人情報の委託目的以外の使用の禁止 ・個人情報の適正な保管・廃棄・返還 ・個人情報の複写・複製の禁止 ・調査及び検査に応じる義務 ・事故発生の報告義務 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・納税催告書等各種帳票の封入・封緘にあたっては、封入漏れや封入誤りがないように、委託事業者に件数・品質管理についての注意喚起を行ったうえ、封入物に破損等がないか職員による確認を行っている。		

別添3

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・他自治体への回答書等の送付では、情報提供した回答書等のデータを保管している。 ・特定個人情報の提供を行う際に、操作者・処理日等をシステム上で記録及び管理している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他自治体への回答書等の送付の際には、複数職員による確認を行い、提供データを保管している。 ・提供を行ったものについて記録票を作成する。	
その他の措置の内容	・保有する特定個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報管理責任者を設置している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・他自治体への回答書等の送付は、地方税法第20条の11及び同法第48条第2項に基づき適切な方法で実施している。 ・情報照会・情報提供の記録が保存される仕組みが確立した府内連携システムを通してやり取りすることにより、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・他自治体への回答書等の送付は、複数職員による確認を義務付けており、誤った情報を提供してしまうリスクを防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

別添3

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)		
リスク1：目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク5：不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な対策の内容	<滞納管理システムにおける措置> ・サーバー設置個所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。		
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な対策の内容	<滞納管理システムにおける措置> ・滞納管理システムは、庁内ののみの独立したネットワークに搭載されており外部接続はしていない。 ・ウィルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行っている。		
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を講じている。		
他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

別添3

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	滞納者の情報は、滞納整理・処分結果に基づき、更新を行ったうえで住民等に催告を行い、住民等の側でも確認しているため古い情報のまま保管され続けることはない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	地方税法に基づき保存年限を7年間とし、保存年限を経過した帳票等については、外部事業者による溶解処理を行い廃棄している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
4 滞納整理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	印刷ができないよう、課税原票管理システムの閲覧のみに限定されている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	閲覧のみのため、必要な情報以外を入手することはない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	課税原票管理システムの管理者がログを保存しており、入手できないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	閲覧のみのため、存在しない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	閲覧のみのため、存在しない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	閲覧のみのため、存在しない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	閲覧のみであり、メモを取らないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

別添4

3. 特定個人情報の使用					
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。				
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	特定個人情報は課税原票管理システムの閲覧のみである。				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	課税原票管理システムの管理者が管理している。				
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	課税原票管理システムの管理者が管理している。				
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	課税原票管理システムの管理者が管理している。				
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	課税原票管理システムの管理者が管理している。				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。 				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容	閲覧時にメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

別添4

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク				
情報保護管理体制の確認				
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限				
具体的な制限方法	[] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない			
特定個人情報ファイルの取扱いの記録				
具体的な方法	[] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
特定個人情報の提供ルール				
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法				
特定個人情報の消去ルール				
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定				
規定の内容	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保				
具体的な方法	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

別添4

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		<input type="checkbox"/> 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

別添4

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な対策の内容	特定個人情報は所持しない。		
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な対策の内容	課税原票管理システムの閲覧のみに制限している。		
⑦バックアップ	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
具体的な保管方法			
他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

別添4

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	保管していない。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	保管していないため、存在しない。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1 個人住民税賦課情報ファイル

(1)識別情報

個人番号、宛名番号

(2)連絡先等情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名

(3)業務関連情報

自治体コード、賦課年度、宛名番号、徴収区分、履歴No、課税番号・指定番号、生年月日、性別、受給者番号、非課税区分、徴収開始・終了期(月)、更正開始期(月)、異動区分、異動事由、異動処理日、併徴該当区分、営業所得、農業所得、その他事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、私募証券外貨建以外、私募証券外貨建、信託配当所得、給与収入、専従給与収入、給与所得、年金収入、雑所得、(総合課税)短期譲渡所得、(総合課税)長期譲渡所得、一時所得、一時所得特別控除額、(総合課税)退職所得、特定支出控除、総合分所得合計、変動当年所得、変動前年所得、変動前々年所得、臨時所得、(分離課税)退職所得、肉用牛免税所得、肉用牛免税対象外壳却額、土地等の事業雑所得、短期譲渡所得(一般)、短期譲渡所得(軽減)、短期特別控除額、長期譲渡所得(一般)、長期譲渡所得(特定)、長期譲渡所得(軽課)、分離譲渡特定損失、繰越損失居住用財産、長期譲渡所得、特別控除額、株式譲渡所得、上場株式等譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引所得、山林所得、山林特別控除額、合計所得金額、繰越損失、純損失、繰越損失株式等譲渡、繰越株式等(配当分)、繰越損失先物取引、老年者、寡婦、寡婦特別、寡夫、勤労学生、控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同一生計配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養者数。

年少扶養控除、同居特別障害者数、扶養特別障害者数、扶養親族中の普通障害者数、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済掛金控除、所得税・寄附金控除、生命保険・個人年金支払額、生命保険・住民税控除額、地震保険支払額、地震保険・旧長期支払額、地震保険・住民税控除額、控除対象配偶者の控除額、配偶者所得、配偶者特別控除、特定扶養分控除額、同居老人扶養控除額、老人扶養控除額、一般扶養分控除額、同居特別障害者にかかる控除額、(扶養)特別障害者にかかる控除額、(扶養)普通障害者にかかる控除額、(本人)障害(特障)にかかる控除額、(本人)障害(普障)にかかる控除額、(本人)老年者にかかる控除額、(本人)寡婦にかかる控除額、(本人)寡婦特別にかかる控除額、(本人)寡夫にかかる控除額、(本人)勤労学生控除、基礎控除額、控除額合計、(税額控除)災害減免額、(税額控除)外国税額控除、政党寄附金控除、夫有区分、未成年、生活保護、租税条約、確定申告書区分、均等割区分、家屋敷区分、専従青白区分、専従配偶者、配偶者以外の事業専従者の人数、専従者控除額、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金控除可能額、調整控除額(区)※平成19年度改正対応、調整控除額(都)※平成19年度改正対応、税額控除・配当控除(区)、税額控除・配当控除(都)、住宅借入金控除(区)、住宅借入金控除(都)、寄附金税額控除(区)、寄附金税額控除(都)、税額控除・外国税額控除(区)、税額控除・外国税額控除(都)、税額調整(区)、税額調整(都)、税源移譲に伴う減額措置(区)、税源移譲に伴う減額措置(都)、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(区)、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(都)、配当割・株式所得割額控除不足額、所得割額(区)、均等割額(区)、所得割額(都)、均等割額(都)、年税額、還付額、充当額、業務雑所得、ひとり親、ひとり親控除にかかる控除額、新生命支払額、旧生命支払額、介護医療支払額、新個人生命支払額、旧個人支払額、妻有区分、医療費支払額、スイッチOTC支払額、特例寄附額、特例以外寄附額、都条例寄附額、区条例寄附額、所得割減免額(区)、所得割減免額(都)、均等割減免額(区)、均等割減免額(都)、居住開始年月日、障害種別、障害等級、所得金額調整控除

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1 個人住民税等賦課情報ファイル

(1)識別情報

個人番号、宛名番号

(2)連絡先等情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名

(3)業務関連情報

自治体コード、賦課年度、宛名番号、徴収区分、履歴No、課税番号・指定番号、生年月日、性別、受給者番号、非課税区分、徴収開始・終了期(月)、更正開始期(月)、異動区分、異動事由、異動処理日、併徴該当区分、営業所得、農業所得、その他事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、私募証券外貨建以外、私募証券外貨建、信託配当所得、給与収入、専従給与収入、給与所得、年金収入、雑所得、(総合課税)短期譲渡所得、(総合課税)長期譲渡所得、一時所得、一時所得特別控除額、(総合課税)退職所得、特定支出控除、総合分所得合計、変動当年所得、変動前年所得、変動前々年所得、臨時所得、(分離課税)退職所得、肉用牛免税所得、肉用牛免税対象外壳却額、土地等の事業雑所得、短期譲渡所得(一般)、短期譲渡所得(軽減)、短期特別控除額、長期譲渡所得(一般)、長期譲渡所得(特定)、長期譲渡所得(軽課)、分離譲渡特定損失、繰越損失居住用財産、長期譲渡所得、特別控除額、株式譲渡所得、上場株式等譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引所得、山林所得、山林特別控除額、合計所得金額、繰越損失、純損失、繰越損失株式等譲渡、繰越株式等(配当分)、繰越損失先物取引、老年者、寡婦、寡婦特別、寡夫、勤労学生、控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同一生計配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養者数。

年少扶養控除、同居特別障害者数、扶養特別障害者数、扶養親族中の普通障害者数、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済掛金控除、所得税・寄附金控除、生命保険・個人年金支払額、生命保険・住民税控除額、地震保険支払額、地震保険・旧長期支払額、地震保険・住民税控除額、控除対象配偶者の控除額、配偶者所得、配偶者特別控除、特定扶養分控除額、同居老人扶養控除額、老人扶養控除額、一般扶養分控除額、同居特別障害者にかかる控除額、(扶養)特別障害者にかかる控除額、(扶養)普通障害者にかかる控除額、(本人)障害(特障)にかかる控除額、(本人)障害(普障)にかかる控除額、(本人)老年者にかかる控除額、(本人)寡婦にかかる控除額、(本人)寡婦特別にかかる控除額、(本人)寡夫にかかる控除額、(本人)勤労学生控除、基礎控除額、控除額合計、(税額控除)災害減免額、(税額控除)外国税額控除、政党寄附金控除、夫有区分、未成年、生活保護、租税条約、確定申告書区分、均等割区分、家屋敷区分、専従青白区分、専従配偶者、配偶者以外の事業専従者の人数、専従者控除額、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金控除可能額、調整控除額(区)※平成19年度改正対応、調整控除額(都)※平成19年度改正対応、税額控除・配当控除(区)、税額控除・配当控除(都)、住宅借入金控除(区)、住宅借入金控除(都)、寄附金税額控除(区)、寄附金税額控除(都)、税額控除・外国税額控除(区)、税額控除・外国税額控除(都)、税額調整(区)、税額調整(都)、税源移譲に伴う減額措置(区)、税源移譲に伴う減額措置(都)、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(区)、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(都)、配当割・株式所得割額控除不足額、所得割額(区)、均等割額(区)、所得割額(都)、均等割額(都)、森林環境税額、年税額、還付額、充当額、業務雑所得、ひとり親、ひとり親控除にかかる控除額、新生命支払額、旧生命支払額、介護医療支払額、新個人生命支払額、旧個人支払額、妻有区分、医療費支払額、スイッチOTC支払額、特例寄附額、特例以外寄附額、都条例寄附額、区条例寄附額、所得割減免額(区)、所得割減免額(都)、均等割減免額(区)、均等割減免額(都)、森林環境税減免額、居住開始年月日、障害種別、障害等級、所得金額調整控除